



2026 履修の手引

別科助産専攻

はじめに

この履修の手引は、本学に入学したみなさんがこれから1年間で学修する科目の履修方法、成績評価などについて記載したものです。よく読んで履修して下さい。

この中には、山口県立大学の目的と教育理念、入学から修了までの仕組みなどについて詳しい説明があります。修了まで大切に保管してください。

目次

第1章 大学での学びについて

1	山口県立大学の目的と教育理念	4
2	入学から修了までの仕組み	4
3	学修計画・授業	5
4	履修登録	5
5	受講	6
6	試験	11
7	成績評価	12
8	修学支援	13
9	学籍	14

第2章 別科助産専攻

(1)	教育目的	17
(2)	教育方針	17
(3)	教育課程	20
(4)	履修上の注意	23
(5)	資格	24

第3章 学則・規程関係

1	山口県立大学学則	26
2	教務に関する諸規定	
	(1) 山口県立大学授業科目履修規程	47
	(2) 山口県立大学試験実施要項	138
	(3) 山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規定	140
3	山口県立大学学生懲戒規程	143

第1章

大学での学びについて

- 1 山口県立大学の目的と教育理念
- 2 入学から修了までの仕組み
- 3 学修計画・授業
- 4 履修登録
- 5 受講
- 6 試験
- 7 成績評価
- 8 修学支援
- 9 学籍

1-1 山口県立大学の目的と教育理念

(1)目的

山口県立大学は、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成することを目的とする。（山口県立大学学則第1条）

(2)4つの理念

- ①「人間性の尊重」
- ②「生活者の視点の重視」
- ③「地域社会との共生」
- ④「国際化への対応」

1-2 入学から修了までの仕組み

(1)修業年限

別科助産専攻の修業年限は1年とします。学生は、原則として修業年限として定められている期間と同じ期間以上を在学しないと修了することができません。ただし、休学中、停学中（3か月以上）の「在学」は、修業年限には通算されません。

(2)在学期間

別科助産専攻の学生は2年を超えて在学することができません。なお、休学中は、その休学期間は在学期間には算入されませんが、停学中は、その停学期間は在学期間に算入されます。

(3)単位制

単位制とは、授業科目を履修することで定められた単位数を修得し、修了・資格取得ができる制度のことです。

(4)単位について

1単位を修得するには、「授業」と「授業以外の学習」（自主学習）の時間を合計した45時間の学修が必要です。予習・復習など、授業以外の自主学習時間を前提として単位が認められていることに留意してください。

なお、授業形態により1単位当たりの学修時間（45時間）の内訳が異なります。

- ①講義……15時間の授業と30時間の自主学習時間
- ②演習……30時間の演習と15時間の自主学習時間
- ③実習……45時間の実習と自主学習時間

※単位計算上は、実際の授業時間1コマ90分を2時間とみなして計算します。

1-3 学修計画・授業

(1)学期（セメスター制）と授業

本学では、1年間を前期・後期の2つの学期に分け、各学期に授業を完結し、単位を修得していくセメスター制を採用しています。

前 期	後 期
4月1日～9月30日	10月1日～3月31日

(2)授業時間

授業時間は以下の校時表のとおりです。

時 限	授 業 時 間
1 時 限	8:50～10:20
2 時 限	10:30～12:00
3 時 限	13:00～14:30
4 時 限	14:40～16:10
5 時 限	16:20～17:50
6 時 限	18:00～19:30

1-4 履修登録

(1)授業科目の履修登録

履修登録は教育研究支援部教務部門が一括して行います。前期の指定された期間に全ての科目が登録されているか必ず確認してください。

1-5 受 講

(1)出欠確認

出欠確認は、授業担当教員が授業ごとに定めた方法により行います。授業担当教員の指示に従ってください。出席管理システムを使用する場合は、学生証が必要になりますので、必ず携帯するようにしてください。

出席管理システムを使用した場合でも、点呼や小テストなど他の方法と組み合わせて出欠確認を行うことがあります。最終的には授業担当教員の判断で出欠が確定します。授業開始前に出席管理システムに学生証をかざすだけで授業を受けずに退出する（いわゆる「ビ逃げ」）などの不正行為があった場合は、単位の取得や成績に影響するだけでなく懲戒処分の対象になることがあります。絶対に不正行為は行わないでください。

所定の授業時間数の3分の2以上出席していない科目については、定期試験を受験することができません。また、授業中に行われた試験等の成績に関わらず、単位修得は認められません。

(2)公認欠席

公認欠席とは、下表のやむを得ない事由により授業を欠席する場合に、所定の手続によって出席扱いとすることです。（「公認欠席に関する取扱内規」）

原則としてその事由が判明した日から1週間以内に、公認欠席願及びそれを証明する添付書類を教育研究支援部教務部門に提出してください。忌引き、法定感染症、公共交通機関の途絶又は遅延についての願い出は、欠席事由の消滅後1週間以内に提出してください。

集中講義の公認欠席は、原則として所定の授業時間数の3分の1までしか認められません。なお、公認欠席は出席扱いとはなりますが、その日の平常点を保障するものではありません。

【公認欠席の事由と欠席が認められる日数】

No.	欠席事由	日 数	添付書類
1	三親等以内の親族の忌引き ○父母・配偶者・子 ○祖父母・兄弟姉妹 ○三親等までの親族	7日以内 3日以内 1日	会葬礼状等
2	学校保健安全法による感染症	別表1参照	登校許可証明書又は出席停止期間の記載のある医師の診断書
3	公共交通機関の途絶・遅延	随時対応	JR・バス会社等の証明書または遅延等の情報が記された書類・画像等（証明書のみでは遅延等の状況を説明できない場合は、別途状況説明資料を求める場合がある）

4	通学経路において休講を措置する基準 (4)緊急時における休講措置【休講を措置する気象状況等の基準】)と同程度の気象状況等が発生	発生期間及び通学経路を勘案して随時対応	警報発令等の状況を示す書類・画像等
5	裁判員による裁判所の出廷	随時対応	
6	学長が認めた大学行事	開催期間のみ	
7	○教育実習(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条第1項の規定に基づく介護等の体験を含む。)○本学が実習先と契約を締結した学外実習	実習日のみ	学部・学科等の実習担当教員が予め届け出たもの
8	全国大会・中国地区大会等に学術・文化・体育活動において県の代表として参加する場合	大会期間のみ	大会開催案内等
9	骨髄移植に係る骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行う場合	随時対応	財団法人骨髄移植推進財団の発行する証明書等
10	その他学長が特別に認めたもの	随時対応	

(別表1) 学校保健安全法に基づく学校感染症の種類と出席停止期間(施行規則第18条及び19条の規定)

	種 類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群※1、中東呼吸器症候群※2、特定鳥インフルエンザ※3、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種 ※4	インフルエンザ※5	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	新型コロナウイルス感染症※6	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（別表2）	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る。

※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第6条第3項第6号）に規定する特定鳥インフルエンザをいう。

※4 第2種の感染症は、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

※5 特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

※6 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

（別表2）その他の感染症（第3種の感染症として扱う場合もある）

種類	出席停止期間の基準
溶連菌感染症（A群溶血性レンサ球菌咽頭炎）	医師が感染のおそれがないと認めるまで
マイコプラズマ感染症（マイコプラズマ肺炎）	
アデノウイルス感染症（アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎）	
その他医師が感染すると認めたもの	

(3)休講・補講

①休 講

授業担当教員が、やむを得ない事由のため授業を実施できない場合、休講となります。

休講情報はY P Uポータルで確認できます。

なお、授業開始時刻から30分を経過しても授業担当教員から連絡がない場合は、教育研究支援部教務部門に確認してください。

②補 講

休講により予定どおり授業が行われなかった場合、学年暦で指定された土曜補講日、学期末の定期試験・補講期間又は担当教員が別に指定する日程で補講を行います。

(4)緊急時における休講措置

台風その他の気象状況によってキャンパスでの災害が想定される等の緊急時には、授業の休講を措置し、Y P Uポータルでお知らせします。また、授業再開のタイミングについても、Y P Uポータルでお知らせしますので、気象状況の悪化が予報された場合は、Y P Uポータルの情報によく注意してください。

【休講を措置する気象状況等の基準】

災害の種類	防災気象情報等	対象エリア	休講措置のタイミング
①暴風 ※ 1	暴風特別警報・暴風雪特別警報発令	山口市（陸上のみ）	発令後直ちに
	暴風警報・暴風雪警報発令	山口市（陸上のみ）	次の授業から
②大雨	大雨特別警報発令	山口市	発令後直ちに
③土砂	避難指示発令	山口市宮野 （土砂災害警戒区域）	発令後直ちに
④地震	震度5強以上発生	山口市	発生後直ちに
⑤その他	授業の実施に支障がある事象 （学長が都度決定）	（学長が都度決定）	（学長が都度決定）

※ 1 気象庁の発表において山口市の陸上部で警報級の可能性が示された場合に限り休講を措置します。

【授業再開の基準】

災害の種類	防災気象情報等	授業再開のタイミング
①暴風	警報等が、 午前7時までに解除された場合	通常通り開講する
②大雨	午前7時～10時までに解除された場合	その日の3時限目から開講する
③土砂	午前10時～正午までに解除された場合	その日の4時限目から開講する
	正午以降に解除された場合	翌日から開講する（その日は休講）

④地震 ※ 2	震度5 強以上の地震が、 午前0時～正午までに発生した場合	その日は休講し翌日から開講する
	正午～午前0時までに発生した場合	翌日は休講し翌々日から開講する
⑤その他	授業の実施に支障がある事象	(学長が都度決定)

※ 2 余震や被害状況等も勘案して判断しますので、基準とは別のタイミングで授業を再開することがあります。

(5)学外で実施される授業に参加する際の移動について

学外で実施される授業に参加する際に自動車等を運転して移動する場合は、以下の点について留意してください。

- ① 交通法規を遵守すること
- ② 交通事故が発生した場合は学生個人の責任となること
- ③ 学生が交通事故の加害者となり莫大な損害賠償責任を負うリスクを避けるため、使用する車は自動車賠償責任保険及び任意保険に加入していること
- ④ 他の学生を同乗させての移動を回避すること
- ⑤ 目的地に応じて、道路、気象等に関する情報を確認すること

(6)学期末授業評価

各学期末に、学外で集中的に実施される実習科目以外の授業科目について、履修した学生による授業評価を実施します。学生が授業の評価を行うことを通して、より良い授業を創りあげようという取り組みです。評価は匿名で扱われます。学生の皆さんは、必ず回答してください。

①授業評価の手順

各学期の指定された期間にY P Uポータルで履修した授業科目の授業評価を行ってください。

②授業評価の活用

授業評価の結果は、科目毎に集計され、その結果を参考にして、その授業を担当した教員は授業の改善と向上に努めます。

また、全ての授業評価の結果は、大学の点検評価報告書の資料の一部として第三者の評価を受けるために大学認証評価機関に提出されます。

1-6 試験

(1)定期試験

試験には、授業の中で実施される試験と、各学期の終わりに期間を定めて行う定期試験の2種類があります。（「山口県立大学試験実施要綱」、「山口県立大学授業科目履修規程」）

定期試験を受験するためには、「授業科目を履修登録していること」、「授業科目の所定授業時間数の3分の2以上授業に出席していること」が必須です。

また、定期試験は、原則として試験期間内の当該授業を行った同じ曜日・時限・教室で行われます。 なお、試験で不正行為をした場合は、学則第61条に定める懲戒処分のほか、山口県立大学授業科目履修規程第9条の定めるところに則り、当該学期に履修した授業科目のすべてについて単位の修得が認められません。

第2条 定期試験の受験者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 授業科目の履修登録をしていること。
- (2) 授業科目の所定授業時間数の3分の2以上授業に出席していること。

第3条 定期試験は、原則として当該授業を行った同じ曜日の同じ時限に同じ教室で行うものとする。

第5条 試験の受験者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学生証を携行し、机の上に提示すること。ただし、学生証を携行していない者は、教育研究支援部において所定の手続きを行った上、仮学生証の発行を受けること。
- (2) 試験に必要な筆記用具及び許可されたもの以外の所持品を机の上に置かないこと。
- (3) 試験開始後30分以上遅刻した場合は、試験を受験することができないこと。
- (4) 試験開始後30分を経過するまでは、試験室から退室することはできないこと。
- (5) 答案用紙は必ず提出することとし、これを持ち帰ることはできないこと。

（「山口県立大学試験実施要綱」）

(2)追試験

病気・その他やむを得ない事由により定期試験を受験できない学生に対し、追試験願を提出することにより追試験が行われ、その成績は、定期試験に準じます。

《追試験の手続》

- ①当該科目の定期試験開始時刻までに、その事由を教育研究支援部教務部門に申し出ること。
- ②試験終了後、所定の期日までに欠席事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出すること。

※病欠の場合は原則として当日受診し、診断書をもらうこと。

(3)再試験

再試験を実施する授業科目の定期試験又は追試験を受験し、成績が不可となった場合は、再試験願の提出により再試験を受けることができます。再試験に基づく成績は「可」又は「不可」のいずれかになります。

《再試験の手続》

所定の期限内に教育研究支援部教務部門に再試験願を提出すること。

1-7 成績評価

(1)学業成績の区分

学業成績は次の5区分で判定され、一度「可」以上の成績評価を受けた授業科目については、その成績評価及び修得した単位を、原則として放棄することができません。

合格	秀 (100 ~ 90 点)	科目の到達目標は、十分に達成されており、他の学生の模範となる。
	優 (89 ~ 80 点)	科目の到達目標は、十分に達成されている。
	良 (79 ~ 70 点)	科目の到達目標は、達成されているが、改善の余地がある。
	可 (69 ~ 60 点)	科目の到達目標は、達成されているが、さらに学習する必要がある。
不合格	不可 (59 ~ 0 点)	科目の到達目標は、達成されていない。

(2)グレードポイントアベレージ (略「GPA」) 制度

本学では学業成績をはかる基準として、GPA制度を採用しています。（「山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程」）

GPAは、履修した科目の成績を、「秀」=4.00点、「優」=3.00点、「良」=2.00点、「可」=1.00点、「不可」=0.00点に換算して計算され、「1単位あたりの平均の成績」といえます。

計算例：2単位の必修科目が「秀」、3単位の選択科目が「良」、2単位の選択科目が「不可」の場合、「秀」は4.00点、「良」は2.00点、「不可」は0.00点となるので、GPAは $(4.00 \times 2 + 2.00 \times 3 + 0.00 \times 2) \div (2+3+2) = 2.00$ となります。

この制度では、学期ごとの「学期GPA」と、入学してから当該学期までを通算した「累積GPA」を計算します。

それぞれの学期の学業成績がどの程度であるかの参考にしてください。

学期 GPA = $\frac{[(履修した授業科目の単位数) \times (その科目で得たポイント)]の合計}{(履修登録した授業科目の単位数)の合計}$

* 計算に含めない科目：

自由科目、履修を中止した科目、転入学・再入学における単位認定科目、入学前に修得した単位認定科目、他の大学等で修得した単位認定科目

* 途中放棄された科目は、計算に含め、「不可」扱いとする。

累積 GPA = $\frac{(各学期で履修した授業科目の取得ポイントの合計)の総和}{(各学期で履修登録した授業科目の単位数の合計)の総和}$

* 再履修により修得された科目が含まれる場合は、当初の履修登録による修得単位数及び取得ポイントを計算から除外する。

GPAが1点台の場合、ほとんどの科目が「可」であるか、あるいは「秀」や「優」がある一方で「不可」の科目も多いなどの状況が想定されます。日頃の授業への取組み方に問題があったり、学修計画に無理があったり、学修の目標を失ったりするなど何らかの原因があると思われます。一人で悩まず、授業担当教員やチューターに相談し、不得意科目を克服してください。

なお、この制度は、授業担当教員がシラバスに明記した方法・基準に基づいて成績評価を適切に行ったことを前提としています。成績評価に疑問がある場合は、予め指定された期間に疑義を申し立てることができます。

(3) 学習支援及び退学勧告

学生の学びと成長を促すために、チューター教員を中心として、学期ごとに学習支援の必要と思われる学生に対して学習方法などをアドバイスする学習支援体制をとります。

また、正当な理由がなく、学習支援を行ったにもかかわらず、成業の見込みがない場合には、学長は本人及び保護者に対して退学を勧告することがあります。

1-8 修学支援

(1) 修学に関する相談、学習室等

本学では、担当教員が修学等の相談を受けるチューター制度を設けている他、教育研究支援部教務部門職員も、随時、学生の皆さんの相談にのっています。

また、皆さんの自主的な学習をサポートするため、次のような施設を整備しています。

(2025年4月現在)

- ・ 図書館（3号館） ・ LL教室（語学学習教室・2号館3F） ※自主学習時間の利用可
- ・ ラーニングcommons（2号館4F） ・ 自習室（3号館3F）

※施設の詳細については、別冊子「CAMPUS LIFE 2025」を参照ください。

(2)障害等のある学生への修学支援

障害等のある学生へは、別科助産専攻教員、学生部において、対象となる学生の状況を把握し、チューター教員を中心として教職員の共通認識のもと、状況に応じた支援ができるよう、体制を整えています。但し、単位の修得を保証するものではありません。

修学にあたり何か心配なことがありましたら、教育研究支援部教務部門までご連絡ください。

1-9 学 籍

(1)休 学

病気その他やむを得ない理由で引き続き3月以上修学することができないため休学を希望する場合や、留学する場合は、休学願にチューター及び別科長等の署名・押印を得た上で、教育研究支援部教務部門に提出してください。

(2)退 学

病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願にチューター及び別科長等の署名・押印を得た上で、教育研究支援部教務部門に提出してください。

(注) 学期開始前に休学が許可され、かつ休学期間が全1学期にわたるときは、その学期の授業料は徴収されません。

しかし、学期開始後（下記受理期限後）に休学・退学を願い出た場合は、その学期の授業料が発生することがありますので、休学・退学を考えている場合は、早めにチューター等に相談の上、学期開始3週間前までに教育研究支援部教務部門で手続きしてください。

	10月1日からの休学又は 9月末の退学を希望する場合	4月1日からの休学又は 3月末の退学を希望する場合
チューター等に相談	前期中 (できるだけ授業期間中が望ましい)	後期中 (できるだけ授業期間中が望ましい)
休学・退学願の受理期限 (※1)	9月30日 17時10分 (※2) できるだけ <u>9月10日頃まで</u> に提出 すること	3月31日 17時10分 (※2) できるだけ <u>3月10日頃まで</u> に提出 すること

(※1) 郵送の場合、必着となります。書類に不備がある場合（保証人やチューター等の署名・押印漏れなど）受理されません。

(※2) 9月30日又は3月31日が土日等の休業日に当たる場合は、直前の平日が受理期限になります。

(3)復学

休学期間が満了し復学を希望するときは復学予定日の3週間前を目途に、また、休学期間中にその理由が消滅し復学を希望するときは随時、復学願にチューター及び別科長等の署名・押印を得た上で、教育研究支援部教務部門に提出してください。

(4)除籍

次のいずれかに該当する学生は、除籍対象になります。

- ア 復学の手続きを行わずに所定の休学期間を経過したとき
- イ 所定の在学期間を経過したとき
- ウ 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき
- エ 死亡又は行方不明になったとき

第 2 章

別科助産専攻

(1)教育目的

別科助産専攻は、次のような目的を掲げています。

別科助産専攻は、地域の周産期医療及び母子保健の発展と向上に資する専門職としての知識と技能を有し、助産及び女性の生涯にわたる健康保持を支援できる実践能力を備えた自律した助産師の育成を目的とする。(山口県立大学学則第6条第2項)

(2)教育方針

①養成する人材像

地域の周産期医療及び母子保健の発展と向上に資する専門職としての知識と技能を有し、助産及び女性の生涯にわたる健康保持を支援できる実践能力を備えた自律した助産師を育成する。

②卒業認定・学位授与の方針

【知識・技能】 (DP1)

マタニティサイクルにある母児及び女性の生涯にわたる健康支援に必要な基礎的知識を有し、助産に特有な各種技術を実践することができる。

▽学修目標1-1

マタニティサイクルにある母児の健康状態を診断するために必要な知識を述べることができる。

▽学修目標1-2

安全、安楽、母子及び家族が満足できる分娩介助に必要な知識・技術を修得し、実施することができる。

▽学修目標1-3

女性の生涯にわたる健康支援の知識を有し相談・教育活動が実践できる。

【思考力・判断力・表現力】 (DP2)

マタニティサイクルにある母児及び女性の生涯にわたる健康上の課題を発見し、その解決策を論理的に思考し表現することができる。

▽学修目標2-1

マタニティサイクルにある母児の健康状態を診断し説明することができる。

▽学修目標2-2

女性の生涯にわたる健康上の課題を発見し、解決する方法を論理的に説明することができる。

【主体性・多様性・協働性】（DP3）

変化する社会のニーズを踏まえて多職種や地域の人々と協働する役割を担うために、基盤となるリーダーシップ・フォロワーシップを身に付けている。

▽学修目標3-1

様々な課題に対応するために関連する多職種との連携について具体的に述べることができる。

▽学修目標3-2

地域組織、当事者グループと助産師の連携について具体的に述べることができる。

▽学修目標3-3

助産師及び他職種の業務内容・役割を認識し協働の意義を考えることができる。

【主体性・多様性・協働性】（DP4）

地域（山口県）の周産期医療・母子保健活動の推進に向けて主体的に取り組むことができる。

▽学修目標4-1

地域（山口県）の周産期医療について説明できる。

▽学修目標4-2

地域（山口県）の母子保健に関心を持ち、地域の課題解決に向けた取り組みを表現できる。

③教育課程編成・実施の方針

別科助産専攻の教育課程は以下の方針により編成されています。

【教育課程の体系】

別科助産専攻の教育課程は、別科助産専攻修了要件に基づき、修業年限は1年で、助産師国家試験受験資格を取得することができる教育体系になっています。教育課程は、助産の理論領域と助産の実践領域を2本の柱として、体系的に編成しています。

【教育課程の編成】

- ① 助産の理論領域は、基礎科目群と演習から編成されています。基礎科目は、助産学を学ぶ上で必要な基礎的能力と総合的な判断力を修得することを目指して展開する科目を配置しています。演習科目は、よりよい助産を実践するための論理的思考力、課題探求能力、問題解決能力を身につけるための科目を配置しています。
- ② 助産の実践領域は、専門科目と実習で構成され、助産の実践能力を身に付けるための科目を配置しています。
専門科目では助産過程を展開する能力、女性や家族の健康課題の解決、健康の保持・増進、助産業務・助産管理および助産所運営に関する基礎的知識、多職種と連携しながら助

産師が行う地域母子保健活動の基礎を身につけるための科目を配置します。実践領域は実習科目によって構成され、専門職として援助できる基礎能力と実践力を身に付け助産師としての職業アイデンティティを形成するための科目を配置しています。

【教育内容・方法】

- ① 助産の理論領域における基礎科目は、助産学を履修する上で基礎となる「助産の基本となる概念と変遷、基本姿勢」「助産診断のための医学的知識」「母子の健康に及ぼす要因や多様な健康上のニーズ」に対応するために講義、グループワークを設けています。
- ② 助産の理論領域における演習は、女性の生涯にわたる健康上の課題を探究し、研究の視点を持ち続けるために、少人数制（ゼミ）による指導を行います。
- ③ 助産の実践領域における専門科目は、科目の教育内容に応じて紙上事例を用いて助産過程を学びます。
- ④ 助産の実践領域における実習では、助産および女性の生涯にわたる健康保持を支援する実践能力を身につけるため、県内の周産期センター、産科病院、クリニックなどの実習施設で学びます。また、県内の保健センター、助産所で、地域の母子や家族に寄り添った実践の場への参加を通して、切れ目のない育児支援、専門職としての知識・技術・態度を学びます。

【学修成果の評価】

- ① 基礎科目、演習、専門科目の評価は、各科目の到達目標に基づいて行います。
- ② 各科目の具体的学習目標に沿って授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、終講試験などで行います。
- ③ 実習科目の評価は、各科目毎に行います。学生の自己評価、臨地実習指導者および担当教員の評価をもとに個別面接を実施し、総合的に評価します。

(3)教育課程

①授業科目一覧表

授業科目		開講期	単位数 必修	授業 時間数	履修方法及び卒業要件	
助産の理論領域	基礎科目	助産学概論*	前期	1	15	必修33単位を 修得すること
		周産期学Ⅰ*	前期	2	30	
		周産期学Ⅱ*	前期	2	30	
		生命倫理	後期	1	15	
		母子と健康	前期	1	15	
領域	演習	助産文献講読	後期	1	30	
		助産研究演習	後期	1	30	
助産の実践領域	専門科目	助産診断・技術学Ⅰ（妊娠）*	前期	1	15	
		助産診断・技術学Ⅱ（分娩）*	前期	2	30	
		助産診断・技術学Ⅲ（産褥・新生児）*	前期	2	30	
		助産診断・技術学演習Ⅰ（助産実践演習）	通年	2	60	
		助産診断・技術学演習Ⅱ（健康教育）	通年	1	30	
		助産管理論	後期	2	30	
	実習	地域母子保健学	後期	2	30	
		助産学実習Ⅰ（妊娠）	通年	3	135	
		助産学実習Ⅱ（分娩・産褥）	通年	5	225	
		助産学実習Ⅲ（継続事例）	通年	1	45	
	助産学実習Ⅳ（ハイリスク）	通年	2	90		
	地域母子保健実習	通年	1	45		
修了所要単位数 計33単位						

*は臨地実習履修に必要な前提科目

②修了要件

学則第57条の規定による修了に必要な単位は33単位です。その内訳は以下のとおりです。

区分		卒業要件
助産の理論領域	基礎科目	7単位（必修7単位）
	演習	2単位（必修2単位）
助産の実践領域	専門科目	12単位（必修12単位）
	実習	12単位（必修12単位）
計		33単位（必修33単位）

③カリキュラムマップ

各授業科目はそれらを履修することで学修目標が達成できるよう設けられています。科目と学修目標との関連は以下のとおりです。

区分		科目名	DP 1 (知識・技能)			DP 2 (思考力・判断力・表現力)		
			マタニティサイクルにある母児及び女性の生涯にわたる健康支援に必要な基礎的知識を有し、助産に特有な各種技術を実践することができる。			マタニティサイクルにある母児及び女性の生涯にわたる健康上の課題を発見し、その解決策を論理的に思考し表現することができる。		
			1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	
		【養成する人材像】 地域の周産期医療及び母子保健の発展と向上に資する専門職としての知識と技能を有し、助産及び女性の生涯にわたる健康保持を支援できる実践能力を備えた自律した助産師を育成する。	マタニティサイクルにある母児の健康状態を診断するために必要な知識を述べることができる。	安全、安楽、母子及び家族が満足できる分娩介助に必要な知識・技術を修得し、実施することができる。	女性の生涯にわたる健康支援の知識を有し相談・教育活動が実践できる。	マタニティサイクルにある母児の健康状態を診断し説明することができる。	女性の生涯にわたる健康上の課題を発見し、解決する方法を論理的に説明することができる。	
助産の理論領域	基礎科目	助産学概論			○	○	○	
		周産期学Ⅰ	○	○	○	○		
		周産期学Ⅱ	○	○	○	○		
		生命倫理			○		○	
		母子と健康			○		○	
助産の理論領域	演習	助産文献講読					○	
		助産研究演習					○	
助産の実践領域	専門科目	助産診断・技術学Ⅰ(妊娠)	○	○	○	○	○	
		助産診断・技術学Ⅱ(分娩)	○	○	○	○	○	
		助産診断・技術学Ⅲ(産褥・新生児)	○	○	○	○	○	
		助産診断・技術学演習Ⅰ(助産実践演習)	○	○	○	○	○	
		助産診断・技術学演習Ⅱ(健康教育)			○		○	
		助産管理論					○	
		地域母子保健学			○		○	
	助産の実践領域	実習	助産学実習Ⅰ(妊娠)	○	○	○	○	○
			助産学実習Ⅱ(分娩・産褥)	○	○	○	○	○
			助産学実習Ⅲ(継続事例)	○	○	○	○	○
		助産学実習Ⅳ(ハイリスク)	○	○		○	○	
		地域母子保健実習			○	○	○	

区分		科目名	DP 3 (主体性・多様性・協働性)			DP 4 (主体性・多様性・協働性)	
			3-1	3-2	3-3	4-1	4-2
			変化する社会のニーズを踏まえて多職種や地域の人々と協働する役割を担うために、基盤となるリーダーシップ・フォロワーシップを身に付けている。				地域（山口県）の周産期医療・母子保健活動の推進に向けて主体的に取り組むことができる。
			様々な課題に対応するために関連する多職種との連携について具体的に述べることができる。	地域組織、当事者グループと助産師の連携について具体的に述べることができる。	助産師及び他職種の業務内容・役割を認識し協働の意義を考えることができる。	地域（山口県）の周産期医療について説明できる。	地域（山口県）の母子保健に関心を持ち、地域の課題解決に向けた取り組みを表現できる。
助産の理論領域	基礎科目	助産学概論	○	○	○	○	
		周産期学Ⅰ					
		周産期学Ⅱ					
		生命倫理	○		○		
		母子と健康					
助産の理論領域	演習	助産文献講読					
		助産研究演習					
助産の実践領域	専門科目	助産診断・技術学Ⅰ(妊娠)	○				
		助産診断・技術学Ⅱ(分娩)	○				
		助産診断・技術学Ⅲ(産褥・新生児)	○	○	○		
		助産診断・技術学演習Ⅰ(助産実践演習)			○		
		助産診断・技術学演習Ⅱ(健康教育)	○				○
		助産管理論	○	○	○	○	○
		地域母子保健学	○	○	○	○	○
	実習	助産学実習Ⅰ(妊娠)	○		○	○	○
		助産学実習Ⅱ(分娩・産褥)	○	○	○	○	○
		助産学実習Ⅲ(継続事例)	○	○	○	○	○
		助産学実習Ⅳ(ハイリスク)	○	○	○	○	○
		地域母子保健実習	○	○	○	○	○

(4)履修上の注意

①臨地実習

●目的

臨地実習の目的は以下のとおりです。

- ア 現場体験を通して、助産専門職として必要な専門知識や技術についての理解を深める。
- イ 助産に必要な専門知識や技術を活用し、専門職としての実践能力を身につける。
- ウ 母子を支援する他職種、関連機関との連携についての理解を深める。
- エ 現場体験および実践を通して、助産師としての職業アイデンティティの形成を図る。
- オ 対象者と良好な信頼関係を築き、専門職としての自覚に基づいた行動ができる。

●臨地実習の履修要件

別科助産専攻のカリキュラムは、系統的に構成されています。臨地実習の履修は前提科目の単位習得と、実技試験(分娩介助手技と新生児受け)に合格することを課しています。

前提科目については、(3)教育課程 ①授業科目一覧表に*が記載してある科目を言い、すべての単位習得ができなかった場合は臨地実習を履修することはできません。

また、実技試験は、臨地実習開始前に(3)教育課程 ①授業科目一覧表の助産診断・技術学演習Ⅰ(助産実践習習)内で行います。助産学生は、侵襲性の高い処置を直接行うことから、対象者の安全を確保することを目的として試験を課しています。不合格になった場合、合格となるまで臨地実習を履修することはできません。

●成績評価と単位の認定

各実習の科目担当責任教員が、実習指導者と協議して実習の評価を行います。

なお、評価に際しては、施設側の実習指導者の評価、学生の自己評価、提出されたレポートおよび試験(必要に応じて実施)結果を参考として総合評価を行い、単位を認定します。

病気その他やむを得ない事由で欠席した場合は、速やかにその旨を実習指導教員並びに実習指導者に届け出てください。不足分については、科目担当責任教員の指導の下、補習実習を行う場合があります。

●別科助産専攻学生のための補償制度

Will 一看護職を目指す学生のための補償制度一

この保険は、学生教育研究災害傷害保険では対応できない実習中の事故についてカバーされた保険です。そのため、別科助産専攻の学生は加入を義務化しています。パンフレットは保管してください。

ア 保険適応範囲について

・普通傷害保険

実習先での傷害事故が起こった、または大学管理下での傷害事故が起こった時

例) 実習施設の階段から落ちて手首を骨折

大学へ通学途中自転車で倒れて、擦過傷と捻挫のため受診

・個人賠償責任保険

他人に外傷を負わせたり、物を壊したりした時

・施設賠償責任保険

実習中に患者や実習施設の物品を壊した時

実習中に患者や実習先のスタッフにけがを負わせた時

・外傷を伴う感染事故

学生の過失がない場合の針刺し事故などの、感染症の傷害事故が発生した時など

・外傷を伴わない感染事故

実習中に小児感染症などに感染した時、もしくは結核やMRSAに感染した可能性がある時など

イ 加入期間

加入期間は1年です。4月1日～翌年3月31日までとなります。

ウ 事故が起こった時の報告先

- | | | | |
|-------------------------|---|---|------------------------------|
| ・実習中の事故 | 自分が事故にあった（通学含む）
スタッフや患者にけがを負わせた
施設や患者さんの物品を壊した
実習で使用する大学の物品を壊した
感染事故を起こした | } | 実習指導教員 |
| ・大学の登下校中に事故にあって受診した | | | |
| ・他人にけがを負わせた | | } | 各チューター |
| ・授業中に大学の物品を壊した | | | |
| ・授業とは関係のない時間に、大学の物品を壊した | | | 科目担当教員
物品責任者
Will 担当教員 |

(5)資格

修了に必要な単位を修得することで以下の資格を取得できます。

- ・助産師国家試験受験資格
- ・新生児蘇生法「一次」コース（Bコース）修了認定申請資格

第3章

学則・規程関係

- 1 山口県立大学学則
- 2 教務に関する諸規程
 - (1) 山口県立大学授業科目履修規程
 - (2) 山口県立大学試験実施要綱
 - (3) 山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程
- 3 山口県立大学学生懲戒規程

1 山口県立大学学則

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 1 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年 6 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年 9 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日
令和 8 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 14 条)
 - 第 2 章 学年、学期、休業日及び授業期間(第 15 条 - 第 18 条)
 - 第 3 章 修業年限及び在学期間(第 19 条・第 20 条)
 - 第 4 章 入学、休学、退学、転学及び除籍(第 21 条 - 第 37 条)
 - 第 5 章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生、短期国際交流生及び委託生
(第 38 条 - 第 43 条)
 - 第 6 章 教育課程、単位数及び履修方法等(第 43 条の 2 - 第 55 条)
 - 第 7 章 卒業及び学位等(第 56 条 - 第 58 条)
 - 第 8 章 資格(第 59 条)
 - 第 9 章 賞罰(第 60 条・第 61 条)
 - 第 10 章 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料(第 62 条)
 - 第 11 章 補則(第 63 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 山口県立大学(以下「本学」という。)は、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、本学における教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施について必要な事項は、別に定める。

(地域貢献)

第3条 本学は、本学の教育研究機能を活用し、地域と密接に連携し、地域の諸課題の解決について実践的に取り組み、地域への貢献を果たすものとする。

2 地域貢献について必要な事項は、別に定める。

(学部)

第4条 本学に国際文化学部、社会福祉学部及び看護栄養学部を置く。

2 学部に係る人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際文化学部 国際的視点を持ち、地域の諸課題に対応できる教養及び技能を備え、地域の国際化と情報化、個性豊かな地域文化の振興と創造、人々の暮らしの質向上に資する人材の育成を目的とする。

(2) 社会福祉学部 地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

(3) 看護栄養学部 生命や人間性を尊重する精神に基づく看護あるいは栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。

3 学部に属する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	学生定員	
		入学定員	収容定員
国際文化学部	国際文化学科	50人	200人
	文化創造学科	45人	180人
	情報社会学科	40人	160人
社会福祉学部	社会福祉学科	87人	348人
看護栄養学部	看護学科	55人	220人
	栄養学科	42人	168人

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院について必要な事項は、別に定める。

(別科助産専攻)

第6条 本学に別科助産専攻を置く。

2 別科助産専攻は、地域の周産期医療及び母子保健の発展と向上に資する専門職としての知識と技能を有し、助産及び女性の生涯にわたる健康保持を支援できる実践能力を備えた自律した助産師の育成を目的とする。

3 別科助産専攻の入学定員及び収容定員は、8人とする。

(特別の課程)

第7条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(図書館及びセンター)

第8条 本学に次の施設を置く。

- (1) 図書館
- (2) 郷土文学資料センター
- (3) 教職センター
- (4) 地域共生センター
- (5) 看護研修センター
- (6) 健康サポートセンター
- (7) グローバルセンター
- (8) キャリアサポートセンター
- (9) 基盤教育センター

2 前各号に掲げる施設について必要な事項は、別に定める。

(厚生施設等)

第9条 本学に厚生施設及び課外活動施設を置く。

2 前項に定めるもののほか、厚生施設及び課外活動施設について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学の事務局は、公立大学法人山口県立大学が別に定める事務局組織とする。

(職員)

第11条 本学に次に掲げる職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 助手

(9) 事務職員

- 2 前項に掲げるもののほか、特任教員、非常勤講師その他必要な職員を置くことができる。
(各組織の長)

第12条 本学に次に掲げる長を置く。

- (1) 学部に学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。
- (2) 学部の学科に学科長を置く。
- (3) 研究科に研究科長を置き、その研究科の教授をもって充てる。
- (4) 研究科の専攻に専攻長を置く。
- (5) 別科助産専攻に別科長を置き、別科助産専攻の教授をもって充てる。
- (6) 図書館に館長を置く。
- (7) 第8条第1項第2号から第9号までに規定する各センターに、それぞれセンター長を置く。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号を授与することについて必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

第14条 学部、研究科及び別科に教授会を置く。

- 2 教授会は、その置かれる組織の教授、准教授、常勤の講師及び助教で組織する。
- 3 教授会は、その置かれる組織に係る重要な事項を審議し、並びに大学に関する法令の規定及びこの学則並びに公立大学法人山口県立大学が定める規則及び規程の規定によりその権限に属させられた事項を行う。
- 4 研究科相互の連携及び調整を図るため、大学院運営会議を置く。
- 5 前各項に定めるもののほか、教授会、大学院運営会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(開学記念日)

第16条の2 本学の開学記念日は、5月15日とする。

(休業日)

第 17 条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時休業をすることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 春季休業日
- (3) 夏季休業日
- (4) 冬季休業日

2 前項第 2 号から第 4 号までの各号に掲げる休業日の期間は、年度の初めに学長が定める。

3 学長は、教育上特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に授業を行うことができる。

(授業期間)

第 18 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週を原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、15 週その他の本学が定める期間を単位として行うものとする。

第 3 章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第 19 条 学部の修業年限は、4 年とする。

2 別科助産専攻の修業年限は、1 年とする。

(在学期間)

第 20 条 在学期間は、学部にあつては 8 年を、別科助産専攻にあつては 2 年を超えることができない。

第 4 章 入学、休学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学期の区分に従い、学年の中途において入学を許可することができる。

(入学資格)

第 22 条 本学の学部に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条に規定する廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
- 2 本学の別科助産専攻に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。
- (1) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者
 - (2) 入学時において看護師国家試験受験資格又は看護師免許を有する者
(入学志願手続)
- 第23条 本学へ入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、指定する期日までに、入学願書に入学試験料を添えて学長に提出しなければならない。
(入学試験)
- 第24条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。
- 2 入学試験について必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。
(合格者の決定)
- 第25条 学長は、教授会の選考を経て入学試験の合格者を定め、当該合格者にその旨を通知する。
(入学手続及び入学の許可)
- 第26条 前条の規定による通知を受けた者は、指定する期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(休学)
- 第27条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き3月以上修学することができないときは、休学願(病気を理由とする休学願については医師の診断書を添付したもの、留学を理由とする休学願については海外活動計画書を添付したもの)を学長に提出し、その許可を受けて休学することができる。
- 2 学長は、病気のため修学が困難と認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学部に在籍する外国人留学生であって学長が特に考慮すべき事情があると認めるときは、連続して2年の休学期間を認めることができる。

4 学長が特別な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。ただし、いかなる場合も、学部にあっては連続して2年(学部に在籍する外国人留学生であって、前項の規定により連続して2年の休学期間を認めた場合には3年)、通算して4年を、別科助産専攻にあっては通算して1年を超えることはできない。

5 休学期間は、第20条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学期間の満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願(病気が治癒したことを理由とする復学願については、医師の診断書を添付したものを)を学長に提出し、その許可を受けて復学することができる。

(退学)

第29条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願(病気を理由とする退学願については、医師の診断書を添付したものを)を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第30条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 学生は、学長の許可を受けて、外国の大学に留学をすることができる。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の議を経て除籍(第29条に規定する退学願の提出がなくても学長が強制的に退学させることをいう。以下同じ。)することができる。ただし、死亡の場合は、教授会の議を経ることを要しない。

(1) 第27条第4項に規定する休学期間を経過してもなお復学又は退学しないとき。

(2) 第20条に定める在学期間を経過したとき。

(3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。

(4) 死亡又は行方不明になったとき。

2 除籍について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第33条 次に掲げる者で退学又は除籍前と同一学部同一学科に再入学しようとするものは、再入学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 第29条の規定により退学した者

(2) 前条第1項第1号の規定により除籍された者

(3) 前条第1項第3号の規定により除籍された者で、除籍の日から起算して2年以内に未納の授業料を納入したもの

2 再入学の出願は、退学又は除籍の日から起算して3年以内に限り、することができる。

(転入学)

第34条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第35条 次に掲げる者で本学の学部及び学科に編入学しようとするものは、編入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(4) 短期大学を卒業した者

(5) 高等専門学校を卒業した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上であるものに限る。)を修了した者(同法第90条第1項に規定する者に限る。)

(7) 外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者

(8) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程のうち、修業年限が2年以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者(同法第90条第1項に規定する者に限る。)

2 本学の学部編入学しようとする者は、編入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学者等の選考及び入学手続)

第36条 学長は、教授会の選考を経て再入学、転入学又は編入学をさせようとする者を定め、当該者にその旨を通知する。

2 第26条の規定は、前項の通知を受けた者について準用する。

(転学部等)

第37条 本学の学部の学生で、他の学部の学科又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科をしようとするものは、転学部願又は転学科願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、関係教授会の議を経て行う。

第5章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生、短期国際交流生及び委託生

(科目等履修生)

第 38 条 本学の授業科目の一部を履修しようとする者(次条第 1 項の規定に該当する者を除く。)については、学長は、教授会の選考を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学を志願する者は、科目等履修願を学長に提出しなければならない。

(特別聴講生)

第 39 条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において同じ。)の学生で、本学の授業科目の一部を履修しようとするものについては、学長は、当該他の大学又は短期大学と協議し、かつ、教授会の選考を経て特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生として入学を志願する者は、特別聴講願を学長に提出しなければならない。

(研究生)

第 40 条 本学において、特別の事項について研究しようとする者については、学長は、教授会の選考を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学を志願する者は、研究願を学長に提出しなければならない。

(外国人留学生)

第 41 条 大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人が本学に入学を志願したときは、学長は、教授会の選考を経て外国人留学生として、入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願する者は、入学願を学長に提出しなければならない。

(短期国際交流生)

第 41 条の 2 外国の高等教育機関等から、その所属する学生又は職員の教育、研修又は研究を目的とする派遣の願い出があったときは、学長は、教授会の議を経て当該者を短期国際交流生として受入れを許可することができる。

(委託生)

第 42 条 官公庁、団体、学校等から、その所属する職員の研修を目的とする委託の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て当該者を委託生として入学を許可することができる。

2 前項の申出をしようとする者は、委託願に委託生になろうとする者の履歴書を添えて、学長に提出しなければならない。

(その他)

第 43 条 この章に定めるもののほか、科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生、短期国際交流生及び委託生について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 教育課程、単位数及び履修方法等

(教育課程の編成)

第 43 条の 2 本学は、学部及び別科助産専攻の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 44 条 学部の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 別科助産専攻の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(授業の方法等)

第 44 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用によりおこなうものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

4 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第 1 項の授業は、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(連携開設科目)

第 44 条の 3 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を本学において開設したものとみなすことができる。

(1 単位当たりの授業時間数)

第 45 条 学部の授業科目の 1 単位当たりの授業時間数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講義及び演習 15 時間(看護栄養学部にあつては、15 時間から 30 時間までの範囲内で学長が定める時間)

(2) 実験、実習及び実技 30 時間(看護栄養学部にあつては、30 時間から 45 時間までの範囲内で学長が定める時間)

2 別科助産専攻の授業科目の 1 単位当たりの授業時間数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講義 15 時間

(2) 演習 30 時間

(3) 実習 45 時間

(履修科目の届出)

第 46 条 学生は、学期の始めに、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学部長又は別科長に届け出なければならない。

(履修科目の単位数の上限)

第 47 条 学部の学生は、1 年間又は 1 学期間において履修することができる授業科目の単位数の上限として別に定める単位数を超えて、授業科目を履修することはできない。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第 48 条 学部の学生は、他の学部の学科又は同一学部の他の学科の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により、他の学部の学科の授業科目を履修しようとするときは所属する学部の学部長を経て当該他の学部の学部長の許可を、同一学部の他の学科の授業科目を履修しようとするときは学部長の許可を受けなければならない。

3 本学大学院へ進学を希望する学部の学生は、所属学部において教育上有益等と認められる場合には、別に定めるところにより、本学大学院研究科の授業科目を履修することができる。

(単位の修得の認定)

第 49 条 授業科目の単位の修得の認定は、試験その他本学が別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 49 条の 2 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30 単位を超えないものとする。

(試験及び成績の評価)

第 50 条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記試験、口述試験、論文提出等の方法によって行う。

2 成績は、秀、優、良、可、不可の標語及び一定期間において履修した各授業科目の成績に係る評点に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をもって示す。

3 単位の修得は、可以上の成績の場合とする。

4 成績は、教育上特に必要があると認められるときは、前 2 項の規定にかかわらず、合格と不合格の標語をもって示すことができる。

(入学前に修得した単位の取扱い)

第 51 条 本学の学部の学生(本学の学部に再入学、転入学又は編入学をした者を除く。)が本学の学部に入る前に本学又は他の大学若しくは短期大学若しくは高等専門学校若しくは専修学校の専門課程(これらに相当する外国の教育機関を含む。以下「他の大学等」という。)において修得した単位(大学において科目等履修生として修得した単位を含む。)については、別に定めるところにより、本学の教育課程において修得したものと認定することができる。

2 本学の学部の学生(本学の学部に再入学、転入学又は編入学した者を除く。)が本学に入る前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により認定又は与えることができる単位については、第53条第2項及び第54条第2項の規定により認定された単位を含め60単位を超えないものとする。

(既に履修した授業科目の取扱い等)

第52条 第33条から第37条までの規定により、再入学、転入学、編入学、転学部又は転学科を許可された者に係る既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業年限及び在学期間については、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 本学の学部転入学又は編入学を許可された者が本学の学部に入る前に他の大学等において修得した単位については、卒業の要件に必要な単位数の3分の2を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。

(他の大学等の授業科目の履修等)

第53条 学部の学生は、学長の許可を受けて、他の大学等の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、別に定めるところにより、第51条第1項及び第2項並びに第54条第2項の規定により認定された単位を含め60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものと認定することができる。

(他の教育施設等における学修)

第54条 学部の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位については、第51条第1項及び第2項並びに前条第2項の規定により認定された単位を含め60単位を超えないものとする。

(その他)

第55条 この章の定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験、成績の評価等について必要な事項は、別に定める。

第7章 卒業及び学位等

(卒業及び学位)

第56条 本学の学部4年(再入学、転入学又は編入学をした者にあつては、第52条の規定により決定した修業年限)以上在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、第32条第1項第3号に定める場合は学長が卒業を認定しないことがある。また、同号の事由による除籍の場合において、同条第2項にいう別に定められた手続により学長が除籍された者の卒業又は修了を認定するときは、改めて教授会の議を経ることを要しない。(以下第57条第1項において同じ。)

- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に卒業証書を授与する。

- 3 本学の学部を卒業した者に学士の学位を授与する。

(別科助産専攻の修了)

第 57 条 本学の別科助産専攻に在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が課程の修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に修了証書を授与する。

(学位に関する必要な事項)

第 58 条 本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験等、学位について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 資格

(取得できる資格)

第 59 条 学科において取得できる資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 247 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部科学省令第 26 号）に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる免許状を受ける資格を取得することができる。

学科	免許状の種類
国際文化学部国際文化学科	中学校教諭 1 種免許状(英語)
	高等学校教諭 1 種免許状(英語)
国際文化学部文化創造学科	中学校教諭 1 種免許状(国語)
	高等学校教諭 1 種免許状(国語)
国際文化学部情報社会学科	高等学校教諭 1 種免許状(情報)
社会福祉学部社会福祉学科	高等学校教諭 1 種免許状(福祉)
	特別支援学校教諭 1 種免許状(知的障害者)(肢体不自由者)(病弱者)
看護栄養学部看護学科	養護教諭 1 種免許状
看護栄養学部栄養学科	高等学校教諭 1 種免許状(家庭)
	栄養教諭 1 種免許状

(2) 次の表の左欄に掲げる学科において、前項の免許状を受ける資格（栄養教諭 1 種免許状を除く。）を取得するもので、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる修了証書を受ける資格を取得することができる。

学科	資格の種類
国際文化学部国際文化学科 国際文化学部文化創造学科	司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号))
看護栄養学部栄養学科	司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号))

- (3) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

学科	資格の種類
国際文化学部国際文化学科	司書(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号))
国際文化学部文化創造学科	学芸員(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号))

- (4) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、同表の右欄に掲げる免許を受ける資格を取得することができる。

学科	免許の種類
看護栄養学部栄養学科	栄養士(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号))

- (5) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

学科	試験の種類
看護栄養学部看護学科	看護師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))
看護栄養学部栄養学科	管理栄養士国家試験(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号))

- (6) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

学科	試験の種類
国際文化学部国際文化学科 国際文化学部文化創造学科	日本語教員試験(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和 5 年法律第 41 号))
社会福祉学部社会福祉学科	社会福祉士国家試験(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号))
	精神保健福祉士国家試験(精神保健福祉法(平成 9 年法律第 131 号))
看護栄養学部看護学科	保健師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))

- (7) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得する。

学科	資格の種類
社会福祉学部社会福祉学科	社会福祉主事(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号))
	児童指導員(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号))

看護栄養学部栄養学科	食品衛生管理者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号))
	食品衛生監視員(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号))

- 2 別科助産専攻の所定の授業科目を履修し、課程を修了した者は、助産師国家試験（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号））を受験することができる。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 60 条 学長は、特に他の模範となる学生に対し、教育研究評議会の議を経て表彰することができる。

- 2 表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 61 条 学長は、学則その他本学の定める諸規程を遵守せず、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対し、教授会の議を経て、懲戒として訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

- 2 退学の処分は、次の各号の一に該当するときにすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でないとき。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、懲戒について必要な事項は、別に定める。

第 10 章 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料

(入学試験料等)

第 62 条 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料等は、別に定めるところにより納入しなければならない。

第 11 章 補則

(補則)

第 63 条 この規程に定めるもののほか、本学の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 18 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、平成 18 年 4 月 1 日以後も引き続き公立大学法人山口県立大学が設置する山口県立大学に在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法(以下「授業科目等」という。)は、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 18 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学又は編入学する者に係る授業科目等は、別表 1 から別表 3 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 平成 18 年度前期の授業料の納付の時期は、第 70 条第 2 項の規定にかかわらず、理事長が別に定める日までとする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 生活科学部及び看護学部は、改正後の山口県立大学学則(以下「改正後の学則」という。)第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 健康福祉学研究科生活健康科学専攻は、改正後の学則第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 平成 19 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者(以下「在学者」という。)に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法(以下「資格等」という。)は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 19 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

ただし、生活科学部栄養学科に編入学する者は、生活科学部栄養学科における所定の授業科目を履修し、その単位を修得するほか、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)に定める必要な授業科目を履修し、その単位を修得した場合に限り、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 3 月 31 日に社会福祉学部、看護栄養学部看護学科及び看護学部に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 21 年 4 月 1 日以後に看護栄養学部看護学科に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の山口県立大学学則第 15 条の 2 の規定は、平成 22 年度以降に入学する者について適用し、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る通算の休学期間と同様とする。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法（以下「資格等」という。）は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 24 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の第 46 条の 2、別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第 46 条の 2、別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、その者の所属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 27 年 9 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に社会福祉学部 に在学し、平成 24 年 4 月 1 日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第 64 条第 5 項及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成 31 年 4 月 1 日以後に履修するものについては、改正前の別表第 1 の「教育哲学」を

「教育原理」に、「教育方法学」を「教育方法・教育課程論」にそれぞれ読み替えて適用する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県立大学学則第 60 条第 1 項ただし書きの規定は、令和 3 年度以後に在学する者について適用し、令和 2 年度以前に除籍となった者については、なお従前の例による。
- 3 令和 3 年 3 月 31 日に社会福祉学部に在学し、令和 3 年 4 月 1 日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第 64 条第 1 項、第 5 項及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 4 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第 1、別表第 4 及び削除後の第 46 条の 2、別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和 4 年 4 月 1 日以後に履修するものについては、改正前の別表第 1 の「教育方法・教育課程論」を「教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）」に読み替えて適用する。
- 3 令和 4 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1、別表第 4 及び削除後の第 46 条の 2、別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 令和 4 年 3 月 31 日に山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和 4 年 4 月 1 日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の第 44 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 5 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第 44 条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
国際文化学部	国際文化学科	236 人	224 人	212 人
	文化創造学科	201 人	194 人	187 人
	情報社会学科	40 人	80 人	120 人
社会福祉学部	社会福祉学科	396 人	380 人	364 人
看護栄養学部	看護学科	220 人	220 人	220 人
	栄養学科	168 人	168 人	168 人

附 則(令和 8 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 教務に関する諸規程

(1) 山口県立大学授業科目履修規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-3 号)

改正	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日一部改正	平成 23 年 7 月 20 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 5 月 16 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日
	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。)第 44 条及び第 55 条並びに山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号。以下「大学院学則」という。)第 28 条及び第 37 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 1 条の 2 学部の授業科目は次のように区分し、区分ごとの授業科目、単位数及び履修方法は別表第 1 のとおりとする。

- (1) 学部又は学科の教育上の目的を達成するために必要な科目
- (2) 教職に関する専門科目
- (3) 司書に関する専門科目
- (4) 司書教諭に関する専門科目
- (5) 学芸員に関する専門科目
- (6) 登録日本語教員養成課程に関する専門科目
- (7) 社会福祉士養成に関する科目
- (8) 精神保健福祉士養成に関する科目
- (9) 保健師養成に関する科目
- (10) 学校司書に関する専門科目

2 別科助産専攻の授業科目は、別表第 2 のとおりとする。

3 修士課程及び博士前期課程の授業科目は、別表第 3 のとおりとする。

4 博士後期課程の授業科目は、別表第 4 のとおりとする。

(多様なメディアを高度に利用する授業)

第 1 条の 3 大学学則第 44 条の 2 第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業、外国において履修させる

授業、校舎及び附属施設以外の場所で行う授業については、毎年度のシラバスにおいてその旨を明記する。

(授業科目の履修届)

第2条 学生は、每学期授業開始後2週間以内に、指定された方法により、履修しようとする授業科目の履修の届出を行わなければならない。

2 履修の届出がされていない授業科目については、単位の修得を認めない。

3 学部の学生に係る各学期に履修できる科目に係る単位数の合計（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）は、原則として次の表の単位数を超えることができない。

学 部	学 科	上限単位数
国際文化学部	国際文化学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
	文化創造学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
	情報社会学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
社会福祉学部	社会福祉学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
看護栄養学部	看護学科	26 単位
	栄養学科	25 単位

4 前項の規定は、3年次編入学生、休学者又はその他やむを得ない事由のある者については、適用しない。

(履修の中止)

第3条 学生は、授業科目の履修を取り止めるときは、各学期の授業開始の日から4週間以内に、チューター教員又は指導教員を経由して教育研究支援部長に履修の中止を届け出るものとする。

(学業成績)

第4条 学業成績は、試験及び平素の成績による。

(学業成績の判定区分及びグレード・ポイント)

第5条 学業成績は「秀(100～90)」「優(89～80)」「良(79～70)」「可(69～60)」「不可(59～0)」の5区分で判定する。

2 グレード・ポイント及びグレードポイント・アベレージの運用については、別に定める。

(出席要件)

第6条 所定の授業時間の3分の2以上出席していない授業科目は、成績にかかわらず、単位の修得を認めない。

(修得単位の取扱)

第7条 修得した単位は、原則として放棄できない。

(試験)

第 8 条 試験は、定期試験及び平素の試験からなる。

2 定期試験は、各学期の終わりに期間を定めて行う。

3 定期試験は、実施の 2 週間前までにその日程並びに再試験の実施の有無、日程、方法等を掲示する。

4 定期試験の結果は、試験終了後 1 週間以内に発表する。

(試験時の不正行為)

第 9 条 試験において不正行為を行い、大学学則第 61 条の規定により懲戒を受けた学生については、当該不正行為を行った試験の単位だけでなく、その学期に関わるすべての履修科目の単位の修得を認めない。

(追試験)

第 10 条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該科目の試験開始時刻までにその事由を教育研究支援部教務部門に申し出るものとする。

3 前項の規定により申出をした者は、原則として当該授業科目の定期試験終了後教育研究支援部長が定める日までに、追試験願を学部長、研究科長又は別科長（以下「学部長等」という。）に提出するものとする。

4 追試験は、原則として欠席事由の消滅後 1 週間以内に行うものとする。ただし、4 年次の授業科目の追試験については、定期試験期間終了後 1 週間以内に行う。

5 追試験の成績は、定期試験に準じる。

(再試験)

第 11 条 再試験を実施する授業科目の定期試験または追試験を受験し、成績評価が「不可」となった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、再試験願を学部長等に提出しなければならない。

3 再試験願の提出期限は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める期日とする。

4 再試験の実施及び結果の確定は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める日までに行う。

5 再試験に基づく学業成績は、「可」又は「不可」とする。

(再履修)

第 12 条 単位の修得ができなかった授業科目については、再履修することができる。

2 再履修の届出は、通常の履修の届出と同一期間中に授業科目履修届を用いて行う。

(進級制限)

第 13 条 学部の学生については、次の各学年に進級基準の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）を設ける。

1 年次終了時 25 単位以上

2 年次終了時 55 単位以上

3 年次終了時 85 単位以上

- 2 前項に規定する単位数に達していない者には、原則として進級を認めない。

(学習支援及び退学勧告)

第 14 条 正当な理由なく、2 年間の在学期間終了時に 40 単位未満、4 年間の在学期間終了時に 80 単位未満の単位修得しかできない者で、3 学期連続して学期 GPA が 2.00 に達しない学部学生については、必要な学習支援を行うものとする。

- 2 前項の学習支援を行ったにもかかわらず成業の見込みがないと認められる場合には、学長は、大学学則第 61 条第 2 項第 2 号の定めるところにより、本人及び保護者に対して退学を勧告することができる。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第 15 条 大学学則第 48 条の規定に基づき所属学科以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他学部(学科)授業科目受講願を所属する学部の学部長に提出しなければならない。

(所属専攻以外の授業科目の履修)

第 16 条 大学院学則第 31 条の規定に基づき所属専攻以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他研究科(学部) 授業科目受講願を所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

(他の大学等の授業科目の履修)

第 17 条 大学学則第 53 条及び大学院学則第 36 条の規定に基づく他の大学等の授業科目の履修については、山口県立大学他の大学等の授業科目の履修等に関する規程による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 16 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 16 年 4 月 1 日以降に転入、編入学又は再入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 19 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 20 日)

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 16 日)

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学する者に係る授業科目等は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第1から第4までの規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和6年4月1日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和6年3月31日に山口県立大学社会福祉学部在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和6年3月31日に山口県立大学看護栄養学部栄養学科に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目等は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和6年4月1日以後に履修する「家庭電気・機械」及び「情報と社会」については、改正前の別表第1の2(3)⑥の必修科目から別表第1の2(4)②の選択科目に改めて適用する。
- 4 令和6年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(--年--月--日規程第--号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和7年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

別表第1(第1条の2第1項関係)

学部又は学科の教育上の目的を達成するために必要な科目

- (1) 国際文化学部国際文化学科

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択自由	
基盤教育科目群	ライフデザイン	2		<p>基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて124単位以上を修得すること。</p> <p>1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から30単位以上を修得すること。 (1) I群 生命・生活・人生を探究する科目から必修4単位を含め12単位以上修得すること。 (2) II群 言語コミュニケーション科目から英語8単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。 (3) III群 数理・データサイエンス科目6単位は必修とする。 (4) IV群 実践的統合教育科目4単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて94単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目(DX推進)から必修10単位を含め14単位以上修得すること。 (2) 学部基幹科目14単位は必修とする。 (3) 学科基礎科目基礎から必修6単位を含め10単位以上修得すること。 (4) 学科基礎科目初修言語及び日本語から8単位以上修得すること。ただし、母語は履修できない。また、「実践日本語Ⅰ」「実践日本語Ⅱ」の単位認定は外国人留学生に限る。 (5) 展開科目から28単位以上修得すること。 (6) 実践的統合教育科目12単位は必修とする。 (7) 関連科目から8単位以上修得すること。</p>
	就業体験・インターンシップ		2	
	キャリアデザイン	1		
	日本国憲法		2	
	科学と社会		2	
	こころの科学		2	
	生命と倫理		2	
	地域共生論		2	
	地域環境論		2	
	社会生活論		2	
	生涯学習論		2	
	知的財産入門	1		
	健康スポーツ理論		2	
	スポーツ実技Ⅰ		1	
	スポーツ実技Ⅱ		1	
	日本の芸術と文化Ⅰ		1	
	日本の芸術と文化Ⅱ		1	
	山口の芸術と文化		1	
	国際交流Ⅰ		2	
国際交流Ⅱ		2		
海外語学・文化演習		2		
II群 言語コミ	アドバンス英語Ⅰ		4	

ユニケーション科目	アドバンス英語Ⅱ	4	3 免許・資格等 (1) 中学校教諭一種免許状（英語）若しくは高等学校一種免許状（英語）を受ける資格又は司書、司書教諭若しくは学芸員の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (3) 学校司書モデルカリキュラムを修得しようとする者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。	
	日本語Ⅰ	4		
	日本語Ⅱ	4		
	Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ		1
		データ科学と社会Ⅱ		1
		データサイエンス概論		2
		データサイエンス演習		2
	Ⅳ群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ		2
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ		2
	小計（31科目）			14
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX推進)	データ科学のための数学入門	2	
		データ科学のための基礎数学	2	
		DX 概論	2	
		統計学概論	2	
		人工知能概論	2	
		プログラミング思考Ⅰ	2	
		プログラミング思考Ⅱ	2	
		AI 活用演習	2	
経営情報マネジメント概論（実習を含む）	2			

		マルチメディア概論（実習を含む）	2		
		小計（10科目）	10	10	
	学部基幹科目	国際関係論	2		
		日本文化論	2		
		地域文化論	2		
		デザイン文化論	2		
		デザイン思考論	2		
		コミュニティデザイン論	2		
		地域学	2		
		小計（7科目）	14		
学科基礎科目	基礎	国際文化演習	2		
		コミュニケーション論	2		
		社会調査法入門	2		
		英語学概論Ⅰ	2		
		異文化交流論	2		
		欧米社会・文化論	2		
		アジア社会・文化論	2		
		グローバル英語Ⅰ	2		
		グローバル英語Ⅱ	2		
	初修言語	中国言語文化Ⅰ	2		
		中国言語文化Ⅱ	2		
		中国言語文化Ⅲ	2		
		中国言語文化Ⅳ	2		
		韓国言語文化Ⅰ	2		

		韓国言語文化Ⅱ	2	
		韓国言語文化Ⅲ	2	
		韓国言語文化Ⅳ	2	
	日本	実践日本語Ⅰ	2	
	語	実践日本語Ⅱ	2	
	小計 (19 科目)		6	32
展 開 科 目	英 語	英語学概論Ⅱ	2	
		アカデミック英 語Ⅰ	4	
		アカデミック英 語Ⅱ	4	
		アカデミック英 語Ⅲ	4	
		アカデミック英 語Ⅳ	4	
		ディベート	2	
		Critical Perspe ctives on Cont emporary Japa nese Society	2	
		英米文学	2	
		英米文学史	2	
		英語音声学	2	
		英語史	2	
		The Influence of Zen on Jap anese Culture	2	
		The Foundatio ns of Japanes e Society and Pop Culture	2	
		Introduction to Buddhism	2	

		Politics of Japan	2	
		Japanese Economy and Globalization	2	
		Introduction to Comparative Education	2	
		Introduction to Linguistics	2	
		Yamaguchi History and Culture	2	
		Issues in Japan and South East Asia	2	
		中国言語文化Ⅴ	2	
		中国言語文化Ⅵ	2	
		韓国言語文化Ⅴ	2	
		韓国言語文化Ⅵ	2	
		異文化コミュニケーション論	2	
	多文化共生	多文化社会と言語政策	2	
	生	多言語文化論	2	
		日本語教育入門	2	
		社会言語学	2	
		言語学概論	2	
		第二言語習得論	2	
		日本語学概論	2	
		日本語音声学	2	
	共通	グローバル言語研修Ⅰ	2	

	グローバル言語 研修Ⅱ	2	
	グローバル言語 研修Ⅲ	2	
	グローバル言語 研修Ⅳ	2	
	グローバル言語 研修Ⅴ	2	
	グローバル言語 研修Ⅵ	2	
	グローバル文化 研修Ⅰ	2	
	グローバル文化 研修Ⅱ	2	
	グローバル文化 研修Ⅲ	2	
	グローバル文化 研修Ⅳ	2	
	グローバル文化 研修Ⅴ	2	
	グローバル文化 研修Ⅵ	2	
	グローバル交流 研修Ⅰ	2	
	グローバル交流 研修Ⅱ	2	
	グローバル交流 研修Ⅲ	2	
	グローバル交流 研修Ⅳ	2	
	小計 (49 科目)	10 6	

実践的統合教育科目	DXによる地域課題解決 (PB L) I	2	
	DXによる地域課題解決 (PB L) II	2	
	専門演習 I	2	
	専門演習 II	2	
	卒業演習 I	2	
	卒業演習 II	2	
小計 (6 科目)		12	
関連科目	イギリス文学講読 I	2	
	イギリス文学講読 II	2	
	アメリカ文学講読 I	2	
	アメリカ文学講読 II	2	
	C-カルチャー論 I	2	
	C-カルチャー論 II	2	
	K-カルチャー論 I	2	
	K-カルチャー論 II	2	
	ビジネスプランニング論	2	
	専門インターンシップ	2	
	日本語教授法	2	
	日本語教育実践演習	2	

	図書館概論	2		
	図書館情報資源概論	2		
	現代日本語文法	2		
	日本語史	2		
	スペイン語Ⅰ	2		
	スペイン語Ⅱ	2		
	小計 (18 科目)	36		
	合計 (140 科目)	56	23	1

(2) 国際文化学部文化創造学科

授業科目		単位数			履修方法
		必修	選択	自由	
基盤教育科目群	ライフデザイン	2			<p>基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。</p> <p>1 基盤教育科目群</p> <p>基盤教育科目群から 30 単位以上を修得すること。</p> <p>(1) Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 1 2 単位以上修得すること。</p> <p>(2) Ⅱ群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。</p> <p>(3) Ⅲ群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。</p> <p>(4) Ⅳ群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群</p>
	就業体験・インターンシップ	2			
	キャリアデザイン	1			
	Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目				
	日本国憲法	2			
	科学と社会	2			
	こころの科学	2			
	生命と倫理	2			
	地域共生論	2			
	地域環境論	2			
	社会生活論	2			
生涯学習論	2				
知的財産入門	1				

	健康スポーツ理論	2		<p>専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて94単位以上を修得すること。</p> <p>(1) 専門基礎科目 (DX 推進) から必修10単位を含め14単位以上修得すること。</p> <p>(2) 学部基幹科目14単位は必修とする。</p> <p>(3) 学科基礎科目から必修6単位を含め14単位以上修得すること。</p> <p>(4) 展開科目から必修2単位を含め32単位以上修得すること。</p> <p>(5) 実践的統合教育科目12単位は必修とする。</p> <p>(6) 関連科目から8単位以上修得すること。</p> <p>3 免許・資格等</p> <p>(1) 中学校教諭一種免許状 (国語) 若しくは高等学校一種免許状 (国語) を受ける資格又は司書、司書教諭若しくは学芸員の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p> <p>(2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p> <p>(3) 学校司書モデルカリキュラムを修得しようとする者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p>
	スポーツ実技Ⅰ	1		
	スポーツ実技Ⅱ	1		
	日本の芸術と文化Ⅰ	1		
	日本の芸術と文化Ⅱ	1		
	山口の芸術と文化	1		
	国際交流Ⅰ	2		
	国際交流Ⅱ	2		
	海外語学・文化演習	2		
Ⅱ群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ	2		
	英語Ⅱ	2		
	英語Ⅲ	2		
	英語Ⅳ	2		
	日本語Ⅰ	4		
	日本語Ⅱ	4		
Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1		
	データ科学と社会Ⅱ	1		
	データサイエンス概論	2		
	データサイエンス演習	2		
Ⅳ群 実践的統合	やまぐち未来デザイン	2		

合教育科目	プロジェクトⅠ			
	やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2		
小計 (33 科目)		14	47	
専門教育科目群	データ科学のための数学入門	2		
	データ科学のための基礎数学	2		
	DX 概論	2		
	統計学概論	2		
	人工知能概論	2		
	プログラミング思考Ⅰ		2	
	プログラミング思考Ⅱ		2	
	AI 活用演習		2	
	経営情報マネジメント概論 (実習を含む)		2	
	マルチメディア概論 (実習を含む)		2	
	小計 (10 科目)	10	10	
学部基幹科目	国際関係論	2		
	日本文化論	2		

		地域文化論	2		
		デザイン文化論	2		
		デザイン思考論	2		
		コミュニティデザイン論	2		
		地域学	2		
		小計 (7 科目)	14		
	学科基礎 科目	文化創造論	2		
		文化創造演習	2		
		文化創造ワークショップ	2		
		デザイン概論	2		
		美術史概論	2		
		デザイン史概論	2		
		日本史学概論	2		
		日本語学概論	2		
		日本文学概論	2		
		図書館概論	2		
		小計 (10 科目)	6	14	
展 開	文化創造	やまぐちの歴史		1	

科目	やまぐちの文学	1		
	図書館情報資源概論	2		
	図書館情報技術論	2		
	デジタルクリエイション基礎	2		
	デジタルクリエイションⅠ (CG)	2		
	デジタルクリエイションⅡ (メディア)	2		
	ビジネスプランニング論	2		
	ビジネスプランニング演習	2		
	地域デザイン論	2		
	地域デザイン実習	2		
	デザイン	デザイン基礎		2
		デザイン文化演習		2
		デザインⅠ (グラフィック)		2

		デザインII (メディア)	2	
		デザインIII (プロダクト)	2	
		デザインIV (ファッション)	2	
		色彩表現論	2	
		メディア表現論	2	
		服飾文化論	2	
	日本文化	日本文化実習	2	
		日本史概説	2	
		日本語表現学	2	
		日本語音声学	2	
		日本文学講読I	2	
		日本文学講読II	2	
		日本文学講読III	2	
		日本文学講読IV	2	
		古典文芸論	2	
		歴史資料論	2	
	古典資料論	2		
	近代文学資料論	2		

		小計 (32 科目)	2	60	
実践的統合教育科目		DX による 地域課題解決 (PBL) I	2		
		DX による 地域課題解決 (PBL) II	2		
		専門演習 I	2		
		専門演習 II	2		
		卒業演習 I	2		
		卒業演習 II	2		
		小計 (6 科目)	12		
関連科目		写真概論		2	
		コミュニケーション論		2	
		社会調査法 入門		2	
		観光まちづくり論		2	
		観光まちづくり演習		2	
		書道		2	
		現代日本語 文法		2	
		日本語史		2	
		日本文学史 I		2	
		日本文学史 II		2	

	日本文学史 Ⅲ	2	
	中国文学	2	
	中国文学史	2	
	博物館概論	2	
	社会言語学	2	
	専門インター ンシップ	2	
	小計 (16 科 目)	32	
合計 (114 科目)		58	16 3

(3) 国際文化学部情報社会学科

授業科目		単位数			履修方法
		必 修	選 択	自 由	
基 盤 教 育 科 目 群 Ⅰ群 生命・生 活・人生 を探究す る科目	ライフデザ イン	2			<p>基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選 択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。</p> <p>1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 30 単位以上を修得すること。 (1) Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 12 単位以上修得すること。 (2) Ⅱ群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単 位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、 英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得するこ と。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人 留学生に限る。 (3) Ⅲ群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修 とする。 (4) Ⅳ群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群</p>
	就業体験・ インターン シップ	2			
	キャリアデ ザイン	1			
	日本国憲法	2			
	科学と社会	2			
	こころの科 学	2			
	生命と倫理	2			
	地域共生論	2			
	地域環境論	2			
	社会生活論	2			
生涯学習論	2				

	知的財産入門	1		<p>専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて94単位以上を修得すること。</p> <p>(1) 専門基礎科目 (DX 推進) から必修10単位を含め14単位以上修得すること。</p> <p>(2) 学部基幹科目14単位は必修とする。</p> <p>(3) 学科基礎科目から必修8単位を含め16単位以上修得すること。</p> <p>(4) 展開科目から30単位以上修得すること。</p> <p>(5) 実践的統合教育科目12単位は必修とする。</p> <p>(6) 関連科目から8単位以上修得すること。</p> <p>3 免許・資格等</p> <p>高等学校教諭一種免許状 (情報) を受ける資格を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p>
	健康スポーツ理論	2		
	スポーツ実技Ⅰ	1		
	スポーツ実技Ⅱ	1		
	日本の芸術と文化Ⅰ	1		
	日本の芸術と文化Ⅱ	1		
	山口の芸術と文化	1		
	国際交流Ⅰ	2		
	国際交流Ⅱ	2		
	海外語学・文化演習	2		
Ⅱ群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ	2		
	英語Ⅱ	2		
	英語Ⅲ	2		
	英語Ⅳ	2		
	日本語Ⅰ	4		
	日本語Ⅰ	4		
Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1		
	データ科学と社会Ⅱ	1		
	データサイエンス概論	2		
	データサイエンス演習	2		

IV群 実践的統 合教育科 目	やまぐち未 来デザイン プロジェク トⅠ	2			
	やまぐち未 来デザイン プロジェク トⅡ	2			
小計 (33 科目)		14	47		
専 門 教 育 科 目 群	データ科学 のための数 学入門	2			
	データ科学 のための基 礎数学	2			
	DX 概論	2			
	統計学概論	2			
	人工知能概 論	2			
	専門基礎 科目 (DX 推 進)	プログラミング思考Ⅰ		2	
		プログラミング思考Ⅱ		2	
		AI 活用演習		2	
		経営情報マ ネジメント 概論 (実習 を含む)		2	
		マルチメデ ィア概論 (実習を含 む)		2	
小計 (10 科目)		10	10		
	国際関係論	2			

学部基幹 科目	日本文化論	2	
	地域文化論	2	
	デザイン文 化論	2	
	デザイン思 考論	2	
	コミュニテ ィデザイン 論	2	
	地域学	2	
小計（7科目）		14	
学科基礎 科目	情報社会演 習	2	
	ウェルビー イング概論	2	
	科学技術社 会論	2	
	情報倫理	2	
	情報社会Ⅰ （政治）	2	
	情報社会Ⅱ （宗教）	2	
	情報社会Ⅲ （空間形 成）	2	
	情報社会Ⅳ （環境）	2	
	情報社会Ⅴ （経済）	2	
情報社会Ⅵ （地域資 源）	2		

		ヒューマン リソース文 化論		2	
	小計（11 科目）		8	14	
展開 科目	つな げる 領域	サステナビ リティ学概 論		2	
		情報科学概 論（実習を 含む）		2	
		技術と倫理		2	
		Introduction to Buddhis m		2	
		Politics of J apan		2	
		Japanese E conomy an d Globalizat ion		2	
		グローバル スタンダー ドと政治		2	
		計量経済学		2	
		ビジネスプ ランニング 論		2	
	小計（9 科目）			18	
かか わる 領域	情報と組織		2		
	企業経営論		2		
	地方財政論		2		
	リスクマネ ジメント		2		

		コミュニ ティ デザイン 演習	2	
		観光まちづ くり論	2	
		観光まちづ くり演習	2	
		小計（7科目）	14	
	つく る領 域	デジタル技 術のための 数学	2	
		情報通信ネ ットワーク 概論（実習 を含む）	2	
		ネットワー ク分析論	2	
		サーバ構築 演習	2	
		仮想化技術	2	
		ネットワー ク構築演習	2	
		AI 構築演習	2	
		教育コンテ ンツ制作 （実習を含 む）	2	
		画像情報処 理（実習を 含む）	2	
		自然言語処 理システム （実習を含 む）	2	

		GIS学演習	2	
		小計(11科目)	22	
実践的統合教育科目		DXによる地域課題解決(PBL)Ⅰ	2	
		DXによる地域課題解決(PBL)Ⅱ	2	
		専門演習Ⅰ	2	
		専門演習Ⅱ	2	
		卒業演習Ⅰ	2	
		卒業演習Ⅱ	2	
		小計(6科目)	12	
関連科目		情報と職業コミュニケーション論	2	
		図書館概論	2	
		日本語学概論	2	
		社会調査法入門	2	
		地域デザイン論	2	
		専門インターンシップ	2	
		小計(7科目)	14	
		合計(101科目)	58	13 9

(4) 社会福祉学部社会福祉学科

授業科目	単位数			履修方法
	必修	選択	自由	

基盤教育科目群	Ⅰ群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	2	<p>基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。</p> <p>1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。 (1) Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 2 単位を含め 10 単位以上を修得すること。 (2) Ⅱ群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。 (3) Ⅲ群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) Ⅳ群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目から 18 単位以上修得すること。 (2) 基幹科目 14 単位は必修とする。 (3) 展開科目Ⅰから 14 単位以上修得すること。 (4) 展開科目Ⅱから 16 単位以上修得すること。 (5) 実践的統合教育科目Ⅰから必修 4 単位を含め 4 単位以上を修得すること。 (6) 実践的統合教育科目Ⅱから必修 9 単位を含め 9 単位以上修得すること。 (7) 関連科目から 4 単位以上を修得すること。 (8) 実践的統合教育科目及び関連科目から必修 13 単位を含め 34 単位以上を修得すること。</p> <p>3 免許・資格等 (1) 社会福祉士国家試験受験資格又は精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、それぞれ必</p>
		就業体験・インターンシップ	2	
		キャリアデザイン	2	
		日本国憲法	2	
		科学と社会	2	
		こころの科学	2	
		生命と倫理	2	
		地域共生論	2	
		地域環境論	2	
		社会生活論	2	
		生涯学習論	2	
		知的財産入門	1	
		健康スポーツ理論	2	
		スポーツ実技Ⅰ	1	
		スポーツ実技Ⅱ	1	
		日本の芸術と文化Ⅰ	1	
		日本の芸術と文化Ⅱ	1	
		山口の芸術と文化	1	
		国際交流Ⅰ	2	
		国際交流Ⅱ	2	
海外語学・文化演習	2			
英語Ⅰ	2			

II群 言語コミュニケーション科目	英語II	2	要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (2) 高等学校教諭一種免許状（福祉）又は特別支援学校教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
	英語III	2	
	英語IV	2	
	日本語I	4	
	日本語II	4	
III群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会I	1	
	データ科学と社会II	1	
	データサイエンス概論	2	
	データサイエンス演習	2	
IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトI	2	
	やまぐち未来デザインプロジェクトII	2	
小計（33科目）		1249	
専門教育科目群 専門基礎科目	医学一般	2	
	精神医学I	2	
	精神医学II	2	
	精神保健I	2	
	精神保健II	2	
	心理学と心理的支援	2	
	臨床心理学	2	
	カウンセリング	2	
	発達心理学I	2	
	発達心理学II	2	
社会学原論	2		

		社会福祉の法と制度	2	
		社会学と社会システム	2	
		社会福祉調査	2	
		社会保障論Ⅰ	2	
		社会保障論Ⅱ	2	
		福祉統計	2	
		小計（17科目）	34	
	基幹科目	福祉文化論	2	
		人間論	2	
		社会福祉原論Ⅰ	2	
		社会福祉原論Ⅱ	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	
		共生社会とボランティア	2	
		小計（7科目）	14	
展開科目	展開科目Ⅰ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
		ソーシャルワークの理論と	2	

		方法（専門） Ⅰ ソーシャルワ ークの理論と 方法（専門）	2	
		方法（専門） Ⅱ ソーシャルワ ークの理論と 方法（専門）	2	
		A ソーシャルワ ークの理論と 方法（専門）	2	
		B 精神保健福祉 の原理Ⅰ	2	
		精神保健福祉 の原理Ⅱ	2	
		公的扶助論	2	
		社会福祉運営 管理論	2	
		権利擁護と成 年後見	2	
		小計（11 科目）	22	
	展 開 科 目 Ⅱ	地域福祉と包 括的支援体制 Ⅰ	2	
		地域福祉と包 括的支援体制 Ⅱ	2	
		ファミリーソ ーシャルワー ーク論	2	

		児童・家庭福祉論	2	
		高齢者福祉論	2	
		障害福祉論	2	
		司法福祉論	2	
		医療福祉論	2	
		介護福祉論	2	
		子ども家庭支援論	2	
		地域社会論	2	
		精神障害リハビリテーション論	2	
		精神保健福祉制度論	2	
		小計 (13 科目)	26	
実践的統合教育科目	実践的統合科目Ⅰ	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	4	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
		ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	6	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	

	ソーシャルワ ーク実習指導 III	1		
	ヒューマンケ アチームアプ ローチ演習	2		
	ソーシャルワ ーク演習 A	4		
	ソーシャルワ ーク演習 B	2		
	精神保健福祉 総合演習	2		
	ソーシャルワ ーク実習 A	3		
	ソーシャルワ ーク実習 B	2		
	ソーシャルワ ーク実習指導 A	2		
	ソーシャルワ ーク実習指導 B	1		
	地域社会演習	2		
	小計 (18 科目)	4	37	
実 践 的 統 合 教 育 科	社会福祉入門	1		
	専門演習 I	2		
	専門演習 II	2		
	専門演習 III	2		
	専門演習 IV	2		
	社会福祉研究 I			2
	社会福祉研究 II			2

	目	社会福祉研究		2	
	II	III			
		社会福祉研究		2	
		IV			
	小計 (9 科目)		9	8	
関連科目		福祉社会学	2		
		健康福祉論	2		
		国際福祉論	2		
		介護技術	2		
		老年社会学	2		
		哲学的対話	2		
		障害とコミュニケーション	2		
		視覚障害児・聴覚障害児の理解と支援		2	
		障害児教育総論	2		
		知的障害児の理解と支援	1		
		肢体不自由児の理解と支援	1		
		知的障害児の心理	2		
		病弱児の心理	2		
		障害児教育支援法		2	
		知的障害児の生理・病理	1		
	肢体不自由児の生理・病理	1			
	病弱児の生理・病理		2		

	障害児・者とセラピューティックレクリエーション			2	
	病弱教育			2	
	発達障害論	2			
	発達障害支援論	1			
	障害児教育福祉論	2			
	特別支援教育実習			2	
	特別支援教育実習事前事後指導			1	
	小計 (24 科目)		29	13	
	合計 (132 科目)	39	197	21	

(5) 看護栄養学部看護学科

授業科目		単位数			履修方法
		必修	選択	自由	
基盤教育科目群	ライフデザイン	2			基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。 (1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 10 単位以上を修得すること。 (2) II 群 言語コミュニケーション科目 8 単位は必修とする。
	就業体験・インターンシップ		2		
	キャリアデザイン		1		
	日本国憲法		2		
	科学と社会		2		
	こころの科学		2		
	生命と倫理	2			
	地域共生論			2	

	地域環境論	2		<p>(3) III群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。</p> <p>(4) IV群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。</p> <p>(1) 専門基礎科目 22 単位は必修とする。</p> <p>(2) 基幹科目 17 単位は必修とする。</p> <p>(3) 展開科目 42 単位は必修とする。</p> <p>(4) 実践的統合教育科目 11 単位は必修とする。</p> <p>(5) 関連科目から 4 単位以上を修得すること。</p> <p>3 免許・資格等 養護教諭一種免許状を受ける資格又は保健師国家試験の受験資格取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p>
	社会生活論	2		
	生涯学習論	2		
	知的財産入門	1		
	健康スポーツ理論	2		
	スポーツ実技Ⅰ	1		
	スポーツ実技Ⅱ	1		
	日本の芸術と文化Ⅰ	1		
	日本の芸術と文化Ⅱ	1		
	山口の芸術と文化	1		
	国際交流Ⅰ	2		
	国際交流Ⅱ	2		
	海外語学・文化演習	2		
II群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ	2		
	英語Ⅱ	2		
	英語Ⅲ	2		
	英語Ⅳ	2		
III群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1		
	データ科学と社会Ⅱ	1		
	データサイエンス概論	2		
	データサイエンス演習	2		

	IV群 実践的 統合教育科目	やまぐち未来 デザインプロ ジェクトⅠ	2		
		やまぐち未来 デザインプロ ジェクトⅡ	2		
	小計 (31 科目)		22	31	
専門 教育 科目 群	専門基礎科目	人体構造機能 学Ⅰ	1		
		人体構造機能 学Ⅱ	2		
		健康体力科学	1		
		生化学	1		
		基礎栄養学	1		
		臨床栄養学	1		
		病理学	1		
		微生物学	1		
		薬理学	1		
		臨床病態学Ⅰ	2		
		臨床病態学Ⅱ	2		
		臨床病態学Ⅲ	1		
		精神保健学	1		
		人間発達学	1		
		社会福祉学	1		
		公衆衛生学	2		
		保健医療福祉 システム論	2		
	小計 (17 科 目)		22		
	基幹科目	対人援助技術 論Ⅰ	1		
		対人援助技術 論Ⅱ	1		

		看護学原論Ⅰ	1		
		看護学原論Ⅱ	1		
		看護技術論	2		
		医療と安全	1		
		アセスメント	1		
		技術	1		
		看護過程	1		
		基礎看護技術Ⅰ	2		
		基礎看護技術Ⅱ	1		
		看護倫理	1		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	1		
		基礎看護学実習Ⅲ	2		
		小計（14科目）	17		
	展開科目	成人看護学Ⅰ	2		
		成人看護学Ⅱ（慢性期）	1		
		成人看護学Ⅲ（急性期）	1		
		老年看護学Ⅰ	2		
		老年看護学Ⅱ	1		
		小児看護学Ⅰ	2		
		小児看護学Ⅱ	1		
		母性看護学Ⅰ	2		
		母性看護学Ⅱ	1		
		精神看護学Ⅰ	1		
		精神看護学Ⅱ	2		

	公衆衛生看護学Ⅰ	2		
	公衆衛生看護学Ⅱ	2		
	地域・在宅看護論Ⅰ	2		
	地域・在宅看護論Ⅱ	1		
	臨床看護技術Ⅰ	1		
	臨床看護技術Ⅱ	1		
	健康教育・保健指導技術	1		
	成人・老年看護学実習Ⅰ (慢性期)	3		
	成人・老年看護学実習Ⅱ (急性期)	3		
	高齢者支援・連携実習	2		
	小児看護学実習	2		
	母性看護学実習	2		
	精神看護学実習	2		
	地域・在宅看護論実習	2		
	小計 (25 科目)	42		
実践的統合教育科目	看護マネジメント論Ⅰ	1		

	看護研究入門	1	
	看護研究Ⅰ	1	
	看護研究Ⅱ	1	
	ヒューマンケ アアプローチ 論	1	
	ヒューマンケ アチームアプ ローチ演習	2	
	看護の統合Ⅰ (災害・国際 看護論)	1	
	看護学実践実 習	2	
	テーマ別実習	1	
	小計(9科 目)	11	
関連科目	疫学		2
	看護の探求Ⅰ (高度専門看 護)		1
	看護の探求Ⅱ (臨床判断)		1
	学校保健		2
	養護概説Ⅰ		1
	養護概説Ⅱ		1
	高齢者ケア論		1
	看護の統合Ⅱ (現代社会の 健康課題)		1
	地域ケア論		1
	看護マネジメ ント論Ⅱ		1

		小計 (10 科目)		12	
	補習科目	看護総合演習 I			2
		看護総合演習 II			1
		小計 (2 科目)			3
合計 (108 科目)			11 4	43	3

(6) 看護栄養学部栄養学科

授業科目		単位数			履修方法
		必修	選択	自由	
基盤教育科目群 I群 生命・生活・人生を探究する科目	ライフデザイン	2			<p>基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。</p> <p>1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。</p> <p>(1) I群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 2 単位を含め 10 単位以上を修得すること。</p> <p>(2) II群 言語コミュニケーション科目 8 単位は必修とする。</p> <p>(3) III群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。</p> <p>(4) IV群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。</p> <p>(1) 専門基礎科目 22 単位は必修とする。</p> <p>(2) 基幹科目 27 単位は必修とする。</p> <p>(3) 展開科目 32 単位は必修とする。</p>
	就業体験・インターンシップ	2			
	キャリアデザイン	1			
	日本国憲法	2			
	科学と社会	2			
	こころの科学	2			
	生命と倫理	2			
	地域共生論	2			
	地域環境論	2			
	社会生活論	2			
	生涯学習論	2			
	知的財産入門	1			

	健康スポーツ理論	2		<p>(4) 実践的統合教育科目から必修 12 単位を含め 15 単位以上修得すること。なお、「公衆栄養学臨地実習」「臨床栄養学臨地実習」から 2 単位以上を修得し、「臨床栄養実践実習」「食環境マネジメント実践実習」「食育実践実習」から 1 単位修得すること。</p> <p>3 免許・資格等 高等学校教諭一種免許状(家庭)若しくは栄養教諭一種免許状を受ける資格又は司書教諭の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p>
	スポーツ実技Ⅰ	1		
	スポーツ実技Ⅱ	1		
	日本の芸術と文化Ⅰ	1		
	日本の芸術と文化Ⅱ	1		
	山口の芸術と文化	1		
	国際交流Ⅰ	2		
	国際交流Ⅱ	2		
	海外語学・文化演習	2		
Ⅱ群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ	2		
	英語Ⅱ	2		
	英語Ⅲ	2		
	英語Ⅳ	2		
Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1		
	データ科学と社会Ⅱ	1		
	データサイエンス概論	2		
	データサイエンス演習	2		
Ⅳ群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2		

		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2		
	小計 (31 科目)		20	33	
専門教育科目群	専門基礎科目	管理栄養士基礎演習	1		
		公衆衛生学(栄養)	2		
		健康管理学	2		
		公衆衛生学実習	1		
		人体の構造と機能Ⅰ	2		
		人体の構造と機能Ⅱ	2		
		人体の構造と機能実験	1		
		生化学Ⅰ	2		
		生化学Ⅱ	2		
		生化学実験	1		
		食品科学	2		
		食品科学実験	1		
		調理学	2		
		調理学実習	1		
		小計 (14 科目)		22	
	基幹科目	食事設計論	2		
		食事設計論実習	1		
		基礎病態学	2		
		基礎病態学実験	1		

	臨床医学入門	2		
	臨床病態学	2		
	食品機能学	2		
	食品機能学 実験	1		
	食品衛生学	2		
	食品衛生学 実験	1		
	基礎栄養学 Ⅰ	2		
	基礎栄養学 Ⅱ	2		
	基礎栄養学 実験	1		
	応用栄養学	2		
	保健医療福 祉論	2		
	栄養教育論	2		
	小計 (16 科目)	27		
展開科目	ライフス テージ栄養学 Ⅰ	2		
	ライフス テージ栄養学 Ⅱ	2		
	栄養アセス メント実習	1		
	給食経営管 理論Ⅰ	2		
	給食経営管 理実習Ⅰ	1		
	給食経営管 理論Ⅱ	2		

	給食経営管理実習Ⅱ	1		
	栄養カウンセリング論	2		
	栄養教育論演習	2		
	栄養教育論実習	1		
	公衆栄養学Ⅰ	2		
	公衆栄養学Ⅱ	2		
	公衆栄養学実習	1		
	臨床医学入門実習	1		
	臨床栄養学Ⅰ	2		
	臨床栄養学実習Ⅰ	1		
	臨床栄養学Ⅱ	2		
	臨床栄養学実習Ⅱ	1		
	栄養ケアマネジメント論	2		
	栄養ケアマネジメント演習	2		
	小計 (20 科目)	32		
	公衆栄養学臨地実習		2	

実践的統合教育科目	臨床栄養学 臨地実習	2		
	給食経営管 理臨地実習 (給食の運 営を含む)	2		
	栄養管理総 合演習Ⅰ	1		
	栄養管理総 合演習Ⅱ	1		
	ヒューマン ケアチーム アプローチ 演習	2		
	専門研究入 門	2		
	専門研究Ⅰ	2		
	専門研究Ⅱ	2		
	臨床栄養実 践実習	1		
	食環境マネ ジメント実 践実習	1		
	食育実践実 習	1		
	小計(12科目)	12	7	
関連科目	基礎化学			2
	分析化学			2
	食品加工学			2
	臨床治療学			2
	ヒューマン ケアアプロ ーチ論			1
	地域ケア論			1

	高齢者ケア論			1	
	被服造形論及び実習			3	
	居住環境論			2	
	保育学			2	
	家族と生活			2	
	学校栄養教育論Ⅰ			2	
	学校栄養教育論Ⅱ			2	
	小計（13科目）			24	
補習科目	管理栄養士総合演習Ⅰ			2	
	管理栄養士総合演習Ⅱ			2	
	栄養調理関連法規			1	
	小計（3科目）			5	
	合計（109科目）	11 3	40	29	

2 教職に関する専門科目

教育職員免許法第5条別表に定める科目区分等		別表第1			別表第2	別表第2の2
免許種		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	特別支援学校教諭一種	養護教諭一種	栄養教諭一種
本学における最低所要単位数(教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める最低所要単位数)	教科及び教職に関する科目	英語	59 (59)	59 (59)	-	-
		国語	59 (59)	59 (59)	-	-

	情報	59 (59)				
	福祉	- 59 (59)	-	-	-	
	家庭	- 70 (59)	-	-	-	
	特別支援教育に関する科目	-	-	26 (26)	-	
	養護及び教職に関する科目	-	-	-	69 (56)	
	栄養に係る教育及び教職に関する科目	-	-	-	-	
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8 (8)	8 (8)	-	8 (8)	
	合計	英語 6 7 国語 6 7 (67)	英語 67 国語 67 情報 67 福祉 67 家庭 78 (67)	26 (26)	77 (64)	36 (30)

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		中学校教諭一種免許状(英語、国語)、高等学校教諭一種免許状(英語、国語、情報、福祉、家庭)、養護教諭一種免許状又は栄養教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、8単位以上を修得すること。 (1)日本国憲法から2単位を修得すること。
体育	健康スポーツ理論		2	

	スポーツ実技Ⅰ	1	(2)体育から2単位以上を修得すること。
	スポーツ実技Ⅱ	1	(3)外国語コミュニケーションから2単位以上を修得すること。
			(4) 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作から2単位を修得すること。
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ	2	
	英語Ⅱ	2	
	英語Ⅲ	2	
	英語Ⅳ	2	
	アドバンス英語Ⅰ	4	
	アドバンス英語Ⅱ	4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	データサイエンス演習	2	
合計(11科目)		4	20

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

① 中学校教諭

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数	履修方法等
			必修 選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	1 中学校教諭一種免許状(英語、国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修27単位を修得すること。 (1) 科目区分「教育実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、必修16単位以上を修得済で
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム	教職論	2	

	学校運営への対応を含む。)				<p>あるとともに、教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」（英語の場合）「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」（国語の場合）の単位を修得済であること。</p> <p>2 中学校教諭一種免許状(英語、国語)を受ける資格の取得を希望する者は、介護等体験を行うこと。</p>
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	-	-	-	
	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術	教育方法・教育課程論(情報通信技術の活用含む) (※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメント	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				

		を含む。)」を含む。)		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	1	
		教育実習Ⅰ	2	
		教育実習Ⅱ	2	
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	
合計(15科目)			27	

②高等学校教諭

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分		大学の授業科目	単位数	履修方法等
			必修 選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	高等学校教諭一種免許状(英語、国語、情報、福祉、家庭)を受ける資格の取得を希望する者は、必修23単位を含め23単位以上を修得すること。なお、23単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。 (1) 科目区分「教育実習」「教職実践
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	

	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		演習」に含まれる授業科目を履修するには、必修 14 単位以上を修得済であるとともに、教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「英語科教育法Ⅰ」(英語の場合)「国語科教育法Ⅰ」(国語の場合)「情報科教育法Ⅰ」(情報の場合)「福祉科教育法Ⅰ」(福祉の場合)「家庭科教育法Ⅰ」(家庭の場合)の単位を修得済であること。
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	-	-	-	
	総合的な探究の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術	教育方法・教育課程論(情報通信技術の活用含む) (※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む。)	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				

	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	1		
		教育実習Ⅰ	2		
		教育実習Ⅱ		2	
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		
合計（14科目）			23	2	

③養護教諭

教育職員免許法施行規則第9条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	養護教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修26単位を修得すること。なお、21単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。 (1) 科目区分「養護実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、12単位以上を修得済であるとともに、養護に関する科目のうち、「学校保
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と	教育社会学	2	

	地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				健」「養護概説Ⅰ」「養護概説Ⅱ」の単位を修得済であること。
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。)	-	-	-	
道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育の指導法	2		
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む） （※「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。）	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談	2		

	む。)の理論及び方法			
教育実践に関する科目	養護実習	養護実習事前事後指導	1	
		養護実習	4	
	教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)	2	
合計(13科目)			2	6

④ 栄養教諭

教育職員免許法施行規則第10条に定める科目区分	大学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	1 栄養教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修24単位を修得すること。 (1) 科目区分「栄養教育実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、12単位以上を修得済であるとともに、栄養に係る教育に関する科目のうち、「学校栄養教育論Ⅰ」の単位を修得済であること。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童	特別支援教育	2	

	及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	-	-	-
道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育の指導法 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む） （※「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。）	2	2
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	2
教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習事前事後指導 栄養教育実習	1	1
	教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	2	2
合計（13科目）			2	3

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

① 中学校教諭一種（英語）

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論Ⅰ	2	中学校教諭一種免許状(英語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修30単位を含め30単位以上を修得すること。なお、28単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数を含む。
			英語学概論Ⅱ	2	
			英語史	2	
			英語音声学	2	
		英語文学	英米文学	2	
			英米文学史	2	
			イギリス文学講読Ⅰ	2	
			イギリス文学講読Ⅱ	2	
		アメリカ文学	アメリカ文学講読Ⅰ	2	
			アメリカ文学講読Ⅱ	2	
			アカデミック英語Ⅰ	4	
		英語コミュニケーション	アカデミック英語Ⅱ	4	
			アカデミック英語Ⅲ	4	
			アカデミック英語Ⅳ	4	
			ディベート	2	
	Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	2			

	異文化理解	欧米社会・文化論 異文化交流論	2 2	2
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語科教育法Ⅰ	2	
		英語科教育法Ⅱ	2	
		英語科教育法Ⅲ	2	
		英語科教育法Ⅳ	2	
合計（22科目）			30	22

②中学校教諭一種（国語）

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数 必修 選択	履修方法等
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に 関する 専門的 事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学 概論 日本語表現学 日本語音声学 日本語史 現代日本語文法	2 2 2 2 2 2	中学校教諭一種免許状(国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修26単位を含め28単位以上を修得すること。なお、28単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。

			日本文学史Ⅰ	2	
			日本文学史Ⅱ	2	
			日本文学史Ⅲ	2	
			日本文学概論	2	
		国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読Ⅰ	2	
			日本文学講読Ⅱ	2	
			日本文学講読Ⅲ	2	
			日本文学講読Ⅳ	2	
			古典資料論	2	
			近代文学資料論	2	

		古典 文芸 論	2		
	漢文学	中国 文学	2		
		中国 文学 史	2		
	書道（書写を中 心とする。）	書道	2		
	各教科の指導法（情報 通信技術の活用を含 む。）	国語 科教 育法 Ⅰ	2		
		国語 科教 育法 Ⅱ	2		
		国語 科教 育法 Ⅲ	2		
		国語 科教 育法 Ⅳ	2		
合計(23 科目)			2 6	2 0	

③高等学校教諭一種（英語）

教育職員免許法施行規 則第5条に定める科目 区分	本学の授業科 目	単 位 数		履修方法等
		必 修	選 択	
	英語学	英語学概論Ⅰ	2	

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		英語学概論Ⅱ	2	高等学校教諭一種免許状(英語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修26単位を含め26単位以上を修得すること。なお、24単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			英語史	2	
			英語音声学	2	
		英語文学	英米文学	2	
			英米文学史	2	
			イギリス文学講読Ⅰ	2	
			イギリス文学講読Ⅱ	2	
		英語コミュニケーション	アメリカ文学講読Ⅰ	2	
			アメリカ文学講読Ⅱ	2	
			アカデミック英語Ⅰ	4	
アカデミック英語Ⅱ	4				
異文化理解	アカデミック英語Ⅲ	4			
	アカデミック英語Ⅳ	4			
	ディベート	2			
	Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	2			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		欧米社会・文化論	2		
		異文化交流論	2		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		英語科教育法Ⅰ	2		
		英語科教育法Ⅱ	2		

合計 (20 科目)	2	2
	6	2

④高等学校教諭一種（国語）

教育職員免許法施行規則第 5 条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数		履修方法等
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2	高等学校教諭一種免許状(国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 20 単位を含め 24 単位以上を修得すること。なお、24 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。	
			日本語表現学	2		
日本語音声学	2					
日本語史	2					
現代日本語文法	2					
日本文学史Ⅰ	2					
日本文学史Ⅱ	2					
日本文学史Ⅲ	2					
日本文学概論	2					
		国文学（国文学史を含む。）				

		日本文学講読Ⅰ	2	
		日本文学講読Ⅱ	2	
		日本文学講読Ⅲ	2	
		日本文学講読Ⅳ	2	
		古典資料論	2	
		近代文学資料論	2	
		古典文芸論	2	
	漢文学	中国文学	2	
		中国文学史	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法Ⅰ	2	

		国語 科教育 法 II	2	
合計 (20 科目)			2 0	2 0

⑤高等学校教諭一種 (情報)

教育職員免許法施行規則第 5 条 に定める科目区分		本学の授 業科目	単位 数		履修方法等	
			必 修	選 択		
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	教科 に関 する 専門 的事 項	情報社会 (職業 に関する内容を 含む。)・情報 倫理	情報倫理	2	高等学校教諭一種免許状(情報)を受ける 資格の取得を希望する者は、必修 16 単 位を含め 24 単位以上を修得すること。 なお、24 単位を超えて修得した単位数 は、「大学が独自に設定する科目」の 所要単位数に含む。	
		コンピュータ・ 情報処理	情報と職 業	2		
			情報科学 概論 (実 習を含 む)	2		
			プログラ ミング思 考 I	2		
			プログラ ミング思 考 II	2		
			教育コン テンツ制 作 (実習 を含む)	2		
デジタル 技術のた めの数学	2					
	情報システム	経営情報 マネジメ ント概論	2			

		(実習を含む) 自然言語 処理シス テム (実 習を含 む)		2	
	情報通信ネット ワーク	情報通信 ネットワ ーク概論 (実習を 含む)		2	
		ネットワ ーク分析 論		2	
	マルチメディア 表現・マルチメ ディア技術	マルチメ ディア概 論 (実習 を含む)		2	
		GIS 学演 習		2	
		画像情報 処理 (実 習を含 む)		2	
	教科及び教科の指導法 に関する科目における 複数の事項を合わせた 内容に係る科目	-	-	-	
	各教科の指導法 (情報 通信技術の活用を含 む。)	情報科教 育法Ⅰ		2	
		情報科教 育法Ⅱ		2	
合計 (16 科目)				16	16

⑥高等学校教諭一種 (福祉)

教育職員免許法施行規則第 5 条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数		履修方法等	
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉原論Ⅰ	2		高等学校教諭一種免許状(福祉)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 34 単位を含め 34 単位以上を修得すること。なお、24 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。	
			社会福祉原論Ⅱ	2			
			福祉文化論	2			
			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2			
			地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2			
			社会保障論Ⅰ	2			
			社会保障論Ⅱ	2			
			高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	2		
				児童・家庭福祉論	2		
				障害福祉論	2		
		社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基盤と専門職	2			
			ソーシャルワーク	2			

		の基盤と 専門職(専 門)			
		ソーシャ ルワーク の理論と 方法Ⅰ	2		
		ソーシャ ルワーク の理論と 方法Ⅱ	2		
		ソーシャ ルワーク の理論と 方法(専 門)Ⅰ	2		
		ソーシャ ルワーク の理論と 方法(専 門)Ⅱ	2		
		介護理論・介護技術	介護技術	2	
		社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習 及び社会福祉施設等 における介護実習を 含む。)	ソーシャ ルワーク 演習Ⅰ	2	
			ソーシャ ルワーク 演習Ⅱ	2	
			ソーシャ ルワーク 演習Ⅲ	4	
			ソーシャ ルワーク 演習Ⅳ	2	

		ソーシャルワーク 実習Ⅰ		2	
		ソーシャルワーク 実習Ⅱ		6	
		ソーシャルワーク 実習指導Ⅰ		1	
		ソーシャルワーク 実習指導Ⅱ		1	
		ソーシャルワーク 実習指導Ⅲ		1	
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	医学一般		2	
	加齢に関する理解・障害に関する理解	介護福祉論		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	福祉科教育法Ⅰ		2	
		福祉科教育法Ⅱ		2	
合計（30科目）				3	2
				4	9

⑦高等学校教諭一種（家庭）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位	履修方法等
		数	
		必修	
		選択	

教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に 関する 専門的 事項	家庭経営学（家 族関係学及び家 庭経済学を含 む。）	社会生 活論 家族と 生活	2 2	高等学校教諭一種免許状(家庭)を受ける資格 の取得を希望する者は、必修 47 単位を修得 すること。なお、24 単位を超えて修得した 単位数は、「大学が独自に設定する科目」 の所要単位数に含む。
		被服学（被服実 習を含む。）	被服造 形論及 び実習	3	
		食物学（栄養 学、食品学及び 調理実習を含 む。）	基礎栄 養学Ⅰ	2	
			応用栄 養学	2	
			栄養教 育論	2	
			栄養教 育論実 習	1	
			ライフ ステージ 栄養 学Ⅰ	2	
			ライフ ステージ 栄養 学Ⅱ	2	
			臨床栄 養学Ⅰ	2	
			臨床栄 養学Ⅱ	2	
食品機 能学	2				
食品機 能学実 験	1				

		食品科学	2	
		食品科学実験	1	
		食品衛生学	2	
		食品衛生学実験	1	
		調理学	2	
		調理学実習	1	
		食事設計論	2	
		食事設計論実習	1	
		公衆衛生学 (栄養)	2	
	住居学	居住環境論	2	
	保育学	保育学	2	
	各教科の指導法（情報 通信技術の活用を含む。）	家庭科 教育法 Ⅰ	2	
		家庭科 教育法 Ⅱ	2	
合計（26 科目）			4 7	

(4) 大学が独自に設定する科目

① 中学校教諭一種

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	-	-	-	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得

②高等学校教諭一種（英語、国語、福祉、家庭）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法	2		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得
合計（1科目）		2		

③高等学校教諭一種（情報）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得
	情報社会Ⅰ（政治）		2	
	情報社会Ⅱ		2	

(宗教)			
情報社会Ⅲ (空間形成)		2	
情報社会Ⅳ (環境)		2	
情報社会Ⅴ (経済)		2	
情報社会Ⅵ (地域資源)		2	
合計(7科目)		14	

④養護教諭一種

教育職員免許法施行規則第9条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	進路指導論	1		最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上を修得
合計(1科目)		1		

(5) 特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則第7条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	

特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害児教育 総論	2	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を受け る資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。 ただし、所定の基礎資格が必要。
特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目	知的障害児 の理解と支 援	1	
		肢体不自由 児の理解と 支援	1	
		知的障害児 の心理	2	
		病弱児の心 理	2	
		知的障害児 の生理・病 理	1	
		肢体不自由 児の生理・ 病理	1	
		病弱児の生 理・病理	2	
		心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	障害児教育 支援法	
障害児・者 とセラピュ ーティック レクリエー ション	2			
病弱教育	2			
免許状に定め られることと なる特別支援 領域以外の領	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目	発達障害論	2	
		障害児教育 福祉論	2	

域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害支援論	1	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児・聴覚障害児の理解と支援	2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		特別支援教育実習	2	
		特別支援教育実習事前事後指導	1	
合計（17科目）			26	2

(6) 養護に関する科目

教育職員免許法施行規則第9条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	公衆衛生学	2	養護教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修42単位を修得すること。なお、28単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
		保健医療福祉システム論	2	
		公衆衛生看護学Ⅰ	2	
		健康体力科学	1	

学校保健	学校保健	2	
養護概説	養護概説Ⅰ	1	
	養護概説Ⅱ	1	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	対人援助技術論Ⅰ	1	
	健康教育・保健指導技術	1	
栄養学（食品学を含む。）	基礎栄養学	1	
	臨床栄養学	1	
解剖学・生理学	人体構造機能学Ⅰ	1	
	人体構造機能学Ⅱ	2	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	病理学	1	
	微生物学	1	
	薬理学	1	
精神保健	精神保健学	1	
	人間発達学	1	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	看護学原論Ⅰ	1	
	看護技術論	2	
	アセスメント技術	1	
	看護過程	1	
	基礎看護技術Ⅰ	2	
	臨床看護技術Ⅰ	1	
	精神看護学Ⅱ	2	
小児看護学Ⅰ	2		

	小児看護学 II	1	
	基礎看護学 実習 I	1	
	成人・老年 看護学実習 II（急性 期）	3	
	小児看護学 実習	2	
合計（30 科目）		42	

(7) 栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則第 10 条に定める科目区分		本学の 授業科 目	単 位 数		履修方法等
			必 修	選 択	
栄養に係る 教育に関す る科目	栄養教諭の役割及び職 務内容に関する事項	学校栄 養教育 論 I	2		栄養教諭一種免許状を受ける資格の取 得を希望する者は、必修 4 単位を修得 すること。
	幼児、児童及び生徒の 栄養に係る課題に関す る事項				
	食生活に関する歴史的 及び文化的事項	学校栄 養教育 論 II	2		
	食に関する指導の方法 に関する事項				
合計（2 科目）			4		

3 司書に関する専門科目

授業科目		単 位 数		履修方法
		必 修	選 択	
司 書 修	生涯学習論	2		司書の資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 28 単位 以上を修得すること。
	図書館概論	2		

専 門 科 目	図書館制度・経 営論	2		
	図書館情報技術 論	2		
	図書館サービス 概論	2		
	情報サービス論	2		
	児童サービス論	2		
	情報サービス演 習Ⅰ	2		
	情報サービス演 習Ⅱ	2		
	図書館情報資源 概論	2		
	情報資源組織論	2		
	情報資源組織演 習Ⅰ	2		
	情報資源組織演 習Ⅱ	2		
	選 択 科 目	図書館サービス 特論		1
		図書館情報資源 特論		1
	図書・図書館史	1		
	図書館実習	1		
計（17科目）		26		4

4 司書教諭に関する専門科目

授業科目	単 位 数		履修方法
	必 修	選 択	
司 書 学校経営と学校 図書館	2		司書教諭の資格の取得を希望する者は、必修10単位のほか所定の教職に関する専門科目の必要単位を修得すること。

教 諭 専 門 科 目	学校図書館メディアの構成	2	
	学習指導と学校図書館	2	
	読書と豊かな人間性	2	
	情報メディアの活用	2	
	計（5科目）	10	

5 学芸員に関する専門科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
学生涯学習論	2		学芸員の資格の取得を希望する者は、必修 19 単位を修得すること。
博物館概論	2		
博物館経営論	2		
博物館資料論	2		
博物館資料保存論	2		
博物館展示論	2		
博物館教育論	2		
博物館情報・メディア論	2		
博物館学内実習Ⅰ	1		
博物館学内実習Ⅱ	1		
博物館実習	1		
計（11科目）	19		

6 登録日本語教員養成課程に関する専門科目

(1) 国際文化学部国際文化学科

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	

社会・文化・地域に関わる科目	異文化交流論	2	日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。
	国際関係論	2	
	日本文化論	2	
	多文化社会と言語政策	2	
言語と社会に関わる科目	社会言語学	2	
	多言語文化論	2	
言語と心理に関わる科目	第二言語習得論	2	
	異文化コミュニケーション論	2	
言語と教育に関わる科目	日本語教育入門	2	
	日本語教授法	2	
	日本語教材・教具論	2	
	日本語教育実習	2	
	日本語教育実践演習	2	
	日本語教育評価法	2	
言語に関わる科目	現代日本語文法	2	
	日本語学概論	2	
	日本語音声学	2	
	言語学概論	2	
	コミュニケーション論	2	
合計 (19 科目)		26	12

(2) 国際文化学部文化創造学科

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
社会・文化・地域に関わる科目	異文化交流論	2	日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。
	国際関係論	2	
	日本文化論	2	

	多文化社会と言 語政策		2	
言語と社会に関 わる科目	社会言語学	2		
	多言語文化論		2	
言語と心理に関 わる科目	第二言語習得論	2		
	異文化コミュニ ケーション論		2	
言語と教育に関 わる科目	日本語教育入門	2		
	日本語教授法		2	
	日本語教材・教 具論		2	
	日本語教育実習	2		
	日本語教育実践 演習		2	
	日本語教育評価 法		2	
言語に関わる科 目	現代日本語文法	2		
	日本語学概論		2	
	日本語音声学	2		
	言語学概論		2	
	コミュニケーシ ョン論		2	
合計（19科目）		26	12	

7 社会福祉士養成に関する科目

授業科目		単位 数		履修方法等
		必 修	選 択	
医学概論	医学一般	2		社会福祉士国家試験受験資格の取得を希 望する者は、必修 69 単位を修得するこ と。
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2		
社会学と社会システ ム	社会学と社会システ ム	2		
	社会福祉原論Ⅰ	2		

社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅱ	2	
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論	2	
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
高齢者福祉	高齢者福祉論	2	
障害者福祉	障害福祉論	2	
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	2	
貧困に対する支援	公的扶助論	2	
保健医療と福祉	医療福祉論	2	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2	

刑事司法と福祉	司法福祉論	2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	6	
合計（33科目）		69	

8 精神保健福祉士養成に関する科目

授業科目		単位数		履修方法等
		必修	選択	
医学概論	医学一般	2		精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修68単位を修得すること。 ただし、別表第1「8精神保健福祉士養成に関する科目」に加え、別表第1「7社会福祉士養成に関する科目」のソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習に掲げる授業科目を履修し、その単位を修得すること。
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2		
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2		
	社会福祉原論Ⅰ	2		

社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅱ	2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
障害者福祉	障害福祉論	2	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2	
刑事司法と福祉	司法福祉論	2	
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査	2	
精神医学と精神医療	精神医学Ⅰ	2	
	精神医学Ⅱ	2	
現代の精神保健の課題と支援	精神保健Ⅰ	2	
	精神保健Ⅱ	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	

精神保健 福祉の原 理	精神保健福 祉の原理Ⅰ	2	
	精神保健福 祉の原理Ⅱ	2	
ソーシャ ルワーク の理論と 方法	ソーシャル ワークの理 論と方法Ⅰ	2	
	ソーシャル ワークの理 論と方法Ⅱ	2	
ソーシャ ルワーク の理論と 方法(専門)	ソーシャル ワークの理 論と方法 (専門)A	2	
	ソーシャル ワークの理 論と方法 (専門)B	2	
精神障害 リハビリ テーショ ン論	精神障害リ ハビリテー ション論	2	
精神保健 福祉制度 論	精神保健福 祉制度論	2	
ソーシャ ルワーク 演習	ソーシャル ワーク演習 Ⅰ	2	
ソーシャ ルワーク 演習(専門)	ソーシャル ワーク演習 A	4	
	ソーシャル ワーク演習 B	2	

ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習 2	2	2
	指導 A		
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習 1	1	1
	指導 B		
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習 3	3	3
	A		
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習 2	2	2
	B		
合計 (33 科目)		6	8

9 保健師養成に関する科目

授業科目		単位数		履修方法等
		必修	選択	
基盤教育科目群	データサイエンス演習	2		保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修 31 単位を修得すること。
	小計(1 科目)	2		
専門教育科目群	公衆衛生学	2		
	保健医療福祉システム論	2		
	小計(2 科目)	4		
展開科目群	公衆衛生看護学Ⅰ	2		
	公衆衛生看護学Ⅱ	2		
	健康教育・保健指導技術	1		

	小計(3 科目)	5	
実践的統合教育 科目	ヒューマンケアチー ムアプローチ演習	2	
	小計(1 科目)	2	
関連科目	疫学	2	
	養護概説Ⅰ	1	
	地域ケア論	1	
	小計(3 科目)	4	
保健師に関する 専門科目	地域診断論	2	
	公衆衛生看護学Ⅲ	1	
	公衆衛生看護技術論	2	
	公衆衛生看護技術	1	
	公衆衛生看護管理論	2	
	保健行政論	1	
	公衆衛生看護学実習 Ⅰ	1	
	公衆衛生看護学実習 Ⅱ	2	
	公衆衛生看護学実習 Ⅲ	2	
	小計(9 科目)	14	
合計(19 科目)		31	

10 学校司書に関する専門科目

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
学 校 司 書 モ デ ル	学校図書館 概論	学校経営と学校図書館	2	学校司書のモデルカリキュラムを修得し ようとする者は、必修 32 単位を修得する こと。
	図書館情報 技術論	図書館情報技術論	2	
	図書館情報 資源概論	図書館情報資源概論	2	

ル カ リ キ ユ ラ ム	情報資源組 織論	情報資源組織論	2	
	情報資源組 織演習	情報資源組織演習Ⅰ	2	
		情報資源組織演習Ⅱ	2	
	学校図書館 サービス論	学校図書館サービス論	2	
	学校図書館 情報サービ ス論	情報サービス論	2	
		情報サービス演習Ⅰ	2	
		情報サービス演習Ⅱ	2	
	学校教育概 論	教育原理	2	
		教育心理学	2	
		教育方法・教育課程論 (情報通信技術の活用含 む)	2	
特別支援教育		2		
学習指導と 学校図書館	学習指導と学校図書館	2		
読書と豊か な人間性	読書と豊かな人間性	2		
合計 (16 科目)			32	

別表第 2(第 1 条の 2 第 2 項関係)

別科助産専攻

授業科目		単位数	履修方法等
		必修	
助 産 の 科 理 論 演 習 域	助産学概論	1	必修 33 単位を修得すること。
	基礎 周産期学Ⅰ	2	
	周産期学Ⅱ	2	
	生命倫理	1	
	母子と健康	1	
	助産文献講読	1	
	助産研究演習	1	
小計(7 科目)		9	

専 門 助 産 科 目 の 実 践 領 域	助産診断・技術学Ⅰ（妊娠）	1	
	助産診断・技術学Ⅱ（分娩）	2	
	助産診断・技術学Ⅲ（産褥・新生児）	2	
	助産診断・技術学演習Ⅰ（助産実践演習）	2	
	助産診断・技術学演習Ⅱ（健康教育）	1	
	助産管理論	2	
	地域母子保健学	2	
	小計(7科目)	12	
	助産学実習Ⅰ（妊娠）	3	
	助産学実習Ⅱ（分娩・産褥）	5	
	助産学実習Ⅲ（継続事例）	1	
	助産学実習Ⅳ（ハイリスク）	2	
	地域母子保健実習	1	
	小計(5科目)	12	
	合計(19科目)	33	

別表第3(第1条の2第3項関係)

1 国際文化学研究科国際文化学専攻修士課程

授業科目		単位数		履修方法
		必 修	選 択	
共通科目	生命と生活の質特論	2		必修14単位を含め30単位以上を修得すること。
	小計(1科目)	2		
基礎科目	文化マネジメント特論	2		
	国際文化学研究法	2		
	情報文化リテラシー特論		2	
	文化マネジメント実習		2	
	小計(4科目)	4	4	

専門科目	文化の融合をめざす分野	国際文化特講Ⅰ		2	
		国際文化特講Ⅱ		2	
		国際文化特講Ⅲ		2	
		国際文化特講Ⅳ		2	
	文化の交流をめざす分野	言語文化特講Ⅰ		2	
		言語文化特講Ⅱ		2	
		言語文化特講Ⅲ		2	
		言語文化特講Ⅳ		2	
	文化の再発見をめざす分野	地域文化特講Ⅰ		2	
		地域文化特講Ⅱ		2	
		地域文化特講Ⅲ		2	
		地域文化特講Ⅳ		2	
	文化の創造をめざす分野	地域デザイン特講Ⅰ		2	
		地域デザイン特講Ⅱ		2	
		地域デザイン特講Ⅲ		2	
		地域デザイン特講Ⅳ		2	
	小計（16科目）		32		
特別研究	国際文化学研究Ⅰ	8			
	国際文化学研究Ⅱ		2		
	国際文化学研究Ⅲ		2		
	小計（3科目）	8	4		
合計（24科目）			14	40	

2 健康福祉学研究科健康福祉学専攻博士前期課程

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
共通科目	生命と生活の質特論	2		必修16単位を含め30単位以上を修得すること。
	小計（1科目）	2		
	健康福祉学特論	2		

基礎科目	健康福祉学特論演習	2	
	健康福祉学研究法特論	2	
	健康福祉学基礎特論Ⅰ		2
	健康福祉学基礎特論Ⅱ		2
	健康福祉学基礎特論Ⅲ		2
	小計（6科目）	6	6
専門科目	生命・生活系専門特論Ⅰ		2
	生命・生活系専門特論Ⅱ		2
	生命・生活系専門特論Ⅲ		2
	地域・社会系専門特論Ⅰ		2
	地域・社会系専門特論Ⅱ		2
	地域・社会系専門特論Ⅲ		2
	地域・社会系専門特論Ⅳ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅰ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅱ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅲ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅳ		2
	実践・臨床系専門特論演習		2
	小計（12科目）		24
特別研究	健康福祉学研究Ⅰ	8	
	健康福祉学研究Ⅱ		2
	健康福祉学研究Ⅲ		2
	小計（3科目）	8	4
合計（22科目）		16	34

別表第4(第1条の2第4項関係)

健康福祉学研究科健康福祉学専攻博士後期課程

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
健康福祉学講究	2		

基礎講 究	大学教育・運営系基礎講 究		2	必修 14 単位を含め 22 単位以上を修得するこ と。
	健康福祉学基礎講究Ⅰ		2	
	健康福祉学基礎講究Ⅱ		2	
	小計（4 科目）	2	6	
専門講 究	生命・生活系専門講究Ⅰ		2	
	生命・生活系専門講究Ⅱ		2	
	生命・生活系専門講究Ⅲ		2	
	地域・社会系専門講究Ⅰ		2	
	地域・社会系専門講究Ⅱ		2	
	実践・臨床系専門講究Ⅰ		2	
	実践・臨床系専門講究Ⅱ		2	
小計（7 科目）		14		
特別研 究	健康福祉学特別研究Ⅰ	12		
	健康福祉学特別研究Ⅱ		2	
	健康福祉学特別研究Ⅲ		2	
	小計（3 科目）	12	4	

(2) 山口県立大学試験実施要綱

(平成 21 年 4 月 1 日要綱第 21-1 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 7 月 20 日
平成 24 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県立大学学則（平成 18 年規程第 1 号）第 55 条及び山口県立大学大学院学則（令和 5 年規程第 1-2 号）第 37 条の規定に基づき、定期試験、追試験及び再試験の実施について必要な事項を定めるものとする。

(受験資格)

第 2 条 定期試験の受験者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 授業科目の履修登録をしていること。
- (2) 授業科目の所定授業時間数の 3 分の 2 以上授業に出席していること。

(定期試験会場)

第 3 条 定期試験は、原則として当該授業を行った同じ曜日の同じ時限に同じ教室で行うものとする。

(試験監督)

第 4 条 定期試験、追試験及び再試験（以下「試験」と総称する。）の監督者（以下「試験監督者」という。）は、原則として当該授業科目の担当教員がこれに当たるものとする。

2 受験者が 100 人以上となる試験については、担当教員の申出により他の教員等を監督補助者として置くことができる。

(受験上の注意)

第 5 条 試験の受験者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 学生証を携行し、机上に提示すること。なお、学生証を携行していない者は、教育研究支援部教務部門において所定の手続きを行った上、仮学生証の発行を受けること。
- (2) 試験に必要な筆記用具及び許可されたもの以外の所持品は机上に置かないこと。
- (3) 試験開始後 30 分以上遅刻した場合は、試験を受験することができないこと。
- (4) 試験開始後 30 分を経過するまでは、試験室から退室することはできないこと。
- (5) 答案用紙は必ず提出することとし、これを持ち帰ることはできないこと。

(不正行為の報告及び処分)

第 6 条 試験監督者は、試験中に不正行為が行われたと判断した場合には、当該不正行為を行った学生の受験を停止させ、学生証、答案用紙及び証拠となる物件を押収し、試験終了後に当該学生を同行して、当該学生の所属する学部、研究科又は別科の長（以下「所属学部長等」という。）に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属学部長等は、直ちにその状況を学長に報告するものとする。

- 3 報告後の懲戒手続については、「山口県立大学学生懲戒規程」の定めに基づいて行うものとする。
- 4 懲戒を受けた学生については、当該懲戒を受けた学期に履修した授業科目の全てについて単位の修得を認めない。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 20 日)

この要綱は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-4 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号)第 55 条及び山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号)第 37 条の規定に基づき、グレード・ポイント(以下「GP」という。)及びグレードポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価及び GP)

第 2 条 学期ごとに当該学期に履修した授業科目について 5 段階で評価し、当該評価に対し次のとおり GP を付与する。

成績評価	秀	優	良	可	不可
GP	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00

(GPA の種類と計算方法)

第 3 条 GPA とは、一定期間において履修した各授業科目の成績に係る GP に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。なお、数値の小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

- 2 GPA は、学期ごとに算出する学期 GPA と在学中の各学期を通算して算出する累積 GPA の 2 種類とする。
- 3 次の各号に掲げる科目は、第 1 項の規定にかかわらず、GPA の算定には含めない。
 - (1) 合格及び不合格で成績を表示する科目
 - (2) 自由科目
 - (3) 履修を中止した科目
 - (4) 編入学及び転入学における単位認定科目
 - (5) 再入学における単位認定科目
 - (6) 本学入学前に修得した単位認定科目
 - (7) 他の大学等で修得した単位認定科目
- 4 前項第 1 号に規定する科目は、教授会の議を経て教育研究支援部長があらかじめ公示する。
- 5 放棄された科目は、GPA の算定に含めるものとし、当該科目の成績は不可とみなす。
- 6 累積 GPA の算定に当たり再履修科目が含まれている場合は、当初の履修登録による修得単位数及び取得 GP を算定から除外する。

(学期 GPA 及び累積 GPA の管理)

第 4 条 学期 GPA 及び累積 GPA に係る評価及び管理は、教育研究支援部において行う。

(苦情等の処理)

第 5 条 GPA に関する苦情、申立て等については、教育研究支援部長が所属学部長、所属研究科長又は別科長と協議して処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学 GPA 運用規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 16 年 4 月 1 日以降に転入、編入学又は再入学した学生については、改正後の山口県立大学 GPA 運用規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 22 年 4 月 1 日以降に転入、編入学又は再入学をする者に係るグレードポイントアベレージ等については、改正後の山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係るグレードポイントアベレージ等と同様とする。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

3 山口県立大学学生懲戒規程

(平成 23 年 7 月 20 日規程第 8-14 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年 4 月 1 日規程第 1 号。以下「大学学則」という。)第 61 条第 3 項の規程に基づき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第 2 条 懲戒は、懲戒対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。

2 懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な範囲を限度とする。

(懲戒の内容)

第 3 条 大学学則第 61 条第 1 項に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 訓告は、文書により注意を喚起し、将来を戒めるものとする。

(2) 停学は、一定の期間、大学への登校を禁止するものとする。

(3) 退学は、学生としての身分をはく奪するものとする。

(懲戒の区分の判断基準)

第 4 条 前条の懲戒の区分については、懲戒対象行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に判断して決定する。

(教育的措置)

第 5 条 第 3 条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。

2 過去に厳重注意を受けた学生が再度同様の行為を行ったときは、懲戒の対象とすることができる。

(懲戒の効果等)

第 6 条 懲戒を受けた学生(以下「懲戒学生」という。)は、本学の学生表彰、授業料の免除及び各種奨学金の推薦の対象とならないものとする。

2 懲戒を行ったときは、懲戒学生の学籍簿にその内容を記載する。ただし、成績証明書等、懲戒学生及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものには、その内容を記載しない。

(懲戒対象行為の報告)

第 7 条 教職員は、学生に大学学則第 61 条第 1 項に該当する懲戒対象行為があったと認められるときは、直ちに学生の所属する学部、研究科又は別科の長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた学部、研究科又は別科の長(以下「所属学部長等」という。)は、直ちにその状況を学長に報告するものとする。

(学生の自宅待機の取扱い)

第8条 所属学部長等は、懲戒が決定するまでの間、学生に自宅待機を命ずることができる。

(懲戒手続)

第9条 学長は、第7条第2項の報告を受けたときは、所属学部長等に対して事実関係の調査及び懲戒の可否を教授会で審議するよう指示することができる。

2 所属学部長等は、前項の規定による指示があったときは、直ちに調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の設置)

第10条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 所属学部長等

(2) 学部、研究科、別科から選出された委員 2人

(3) 所属学部長等が指名する者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

3 委員会は、直ちに事実関係を調査し、その結果を所属学部長等に報告する。

(弁明の機会)

第11条 委員会は、調査に当たっては、懲戒対象行為を行ったと認められる学生(以下「当該学生」という。)に、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なく欠席したとき、又は弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(審議結果の報告)

第12条 所属学部長等は、委員会の調査結果に基づき、懲戒の可否について、教授会において審議する。

2 所属学部長等は、教授会での審議結果を学長に報告する。

3 学長は、前項の審議結果について必要があると認めるときは、所属学部長等に再調査を求めることができる。

(懲戒処分の決定)

第13条 学長は、前条の報告を受けたときは、懲戒処分の可否及び区分を決定する。

2 学長は、懲戒処분을決定したときは、当該学生に懲戒処分通知書(別記様式第1号)により通知しなければならない。

3 前項の規定により通知した場合は、当該学生の保護者又は保証人に当該通知書の写しを送付する。

4 懲戒処分を行ったときは、学生の所属、処分の内容、理由及び年月日を、別記様式第2号により学内に告示する。

(停学)

第 14 条 停学は、無期停学又は有期停学とする。

2 無期停学の期間は、6 月以上とする。

3 有期停学の期間は、6 月未満とする。

4 停学の期間は、大学学則第 20 条又は山口県立大学大学院学則（令和 5 年規程第 1-2 号。以下「大学院学則」という。）第 6 条に規定する在学期間に算入する。ただし、3 月以上の停学については、大学学則第 19 条又は大学院学則第 4 条に規定する修業年限に算入しない。

(停学処分中の指導)

第 15 条 所属学部長等は、停学処分中の学生(以下「停学学生」という。)に対して、定期的に面接及び指導を行うものとする。

(無期停学の解除)

第 16 条 所属学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効日から起算して 6 月を経過した後、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分の解除が適当であると認めるときは、教授会の議を経て学長に停学の解除を申請することができる。

2 学長は、前項の申請が適当と認めるときは、停学の解除を決定する。

3 学長は、前項の規定により停学の解除を決定したときは、停学学生に懲戒処分解除通知書(別記第 3 号様式)により通知するとともに、停学学生の保護者又は保証人に当該通知書の写しを送付する。

(再審査)

第 17 条 懲戒学生は、懲戒処分通知書を受理した日から 30 日以内に、学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の請求を受けたときは、速やかに懲戒学生が所属する学部又は研究科の教授会の議を経て、再審査の要否を決定する。

3 学長は、再審査の必要があると認めるときは、直ちに所属学部長等に調査等を行わせるものとする。この場合の手続は、第 9 条から第 12 条の規定に基づき行うものとする。

4 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、直ちにその旨を懲戒学生に通知するものとする。

(事務)

第 18 条 学生の懲戒に関する事務は、教育研究支援部において処理する。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。